

箕面市障害福祉サービス等の 支給に関するガイドライン

～支給決定基準ガイドライン～

令和7年4月1日

箕面市健康福祉部障害福祉室

改定履歴

発行年月	改定内容	施行日
令和7年4月1日	初版	令和7年4月1日

目次

第1章	はじめに.....	1
第1節	基本的な考え方.....	1
第2章	サービスの概要.....	2
第1節	障害福祉サービスの種類.....	2
第3章	支給量の考え方.....	4
第1節	標準支給量.....	4
第1項	補正係数について.....	4
第2項	2人介助について.....	6
第3項	支給量の算定方法.....	7
第2節	標準支給量を超える場合.....	9
第1項	訪問系サービスの非定型基準.....	9
第2項	その他のサービスの非定型基準.....	9
第3節	介護給付費.....	10
第1項	居宅介護（ホームヘルプ）.....	10
第2項	重度訪問介護.....	21
第3項	同行援護.....	27
第4項	行動援護.....	29
第5項	療養介護.....	31
第6項	生活介護.....	33
第7項	短期入所.....	35
第8項	重度障害者等包括支援.....	37
第9項	施設入所支援.....	38
第4節	訓練等給付費.....	40

第1項	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	44
第2項	就労移行支援	46
第3項	就労継続支援	51
第4項	就労定着支援	55
第5項	自立生活援助	56
第6項	共同生活援助	58
第5節	地域相談支援給付費	60
第1項	地域相談支援（地域移行支援）	60
第2項	地域相談支援（地域定着支援）	62
第6節	計画相談支援給付費	63
第1項	計画相談支援	63
第4章	介護保険との併給関係	65
第1節	介護保険対象となるかた	65
第2節	基本的な取扱い	66
第3節	上乗せ基準	68
第4節	具体的な手続き	70
第5章	地域生活支援事業	71
第1節	移動支援事業・日中一時支援・入浴サービス	71
第1項	移動支援事業	71
第2項	日中一時支援	84
第3項	入浴サービス	85
第2節	その他のサービス	87

第1章 はじめに

第1節 基本的な考え方

(1) 策定の根拠

本ガイドラインは、平成19年3月23日付け障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「介護給付費等の支給決定について」に基づき策定する。

(2) 策定の目的

障害福祉サービス及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の支給決定事務においては、障害のあるかた一人ひとりに対する支援の必要性に着目し、公費で助成すべきサービスの内容や支給量を個別に判断し決定する必要がある。

また、市は限りある予算を公平かつ適正に執行することが求められており、支給決定基準を策定することにより、支給決定の透明化・明確化を図り、利用者にとって過不足のないよう、支給決定事務を公平かつ適正に行うことを目的とする。

(3) 本ガイドライン策定前からの利用者の取扱い

本ガイドラインの策定前からのサービス利用者で従前の決定支給量が、既に本ガイドラインの示す非定型基準の支給量を上回っている場合であって、障害者の状況等を勘案した上で真に必要と認められる事情等がない場合は、段階的にガイドラインの示す支給量に適合させるものとする。

(4) その他

各サービスの運用の考え方については、以下の法令及び国通知等による取扱いを基本とする。法令及び国通知等に定めがないものについては、本ガイドラインの取扱いを原則とし、本ガイドラインに定めがない場合は、個別に判断を行うものとする。

（関係法令）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）※報酬告示
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）※留意事項通知
- ・「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領）

第2章 サービスの概要

第1節 障害福祉サービスの種類

	サービス名	内容
介 護 給 付	居宅介護	障害者（児）に対し、居宅において以下のサービスを行う。 【身体介護】居宅における入浴、排せつ、食事介助等の支援。 【家事援助】居宅における掃除、調理、洗濯、育児等の支援。 【通院等介助】居宅から医療機関等へ外出する際の支援。 【通院等乗降介助】居宅からヘルパー自らが運転する車両への乗降介助、屋内外における移動の際の支援。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の身体障害者又は行動上著しい困難を有する知的・精神障害者に、居宅における身体、家事、生活に関する相談助言並びに外出時の移動中の介護等を総合的に行う。
	同行援護	視覚障害により外出困難な障害者（児）に対し、移動時及び外出先における必要な支援を行う。
	行動援護	知的・精神障害により行動上著しい困難がある障害者（児）に対し、外出時における必要な支援を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
	生活介護	施設において食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会を提供する。
	短期入所	介護者が一時的に介護できないときに、障害者施設等に短期間入所する障害者（児）に対し、入浴、排せつ及び食事の介護等必要な支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害者（児）に居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。
	施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行う。

	サービス名	内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障害者又は難病等対象者につき、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を行う。
	自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害者につき、食事や家事との日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を行う。
	就労移行支援	一般就労への移行に向けて、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のために必要な相談を行う。
	就労継続支援 A 型	雇用契約に基づく生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。
	就労継続支援 B 型	生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。雇用契約は結ばない。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、関係機関との連絡調整や助言・相談を行う。
	自立生活援助	居宅における自立した生活を営む上での各般の問題につき、巡回や訪問、相談対応により、障害者の状況を把握し必要な情報の提供等を行い自立した生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。
	共同生活援助	グループホーム入居者に対して相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行う。
地域相談支援	地域相談支援 (地域移行)	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に、居住の確保その他地域における生活に移行するための相談その他必要な支援を行う。
	地域相談支援 (地域定着)	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談その他必要な支援を行う。
計画相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するための「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」を行う。

※内容の欄において対象者が「障害者」となっているサービスは、原則 18 歳未満の障害児は受けることができないサービスである（児童も利用できるサービスは障害者（児）と表記）。18 歳未満で障害者のサービスの利用を受けられるのは、児童福祉法第 63 条の 2 又は 3 の規定に基づき児童相談所長から市町村長が通知を受けた場合に限る。

第3章 支給量の考え方

第1節 標準支給量

本ガイドラインでは、サービスごとに「標準支給量」を設定し、原則として「標準支給量」の範囲内で、障害者の状況等を勘案して障害福祉サービス等の支給量を決定するものとする。

ただし、個々のサービス利用者の支給量の決定に当たっては、本人や家族のサービス利用意向を聴取の上、提出された「サービス等利用計画案」を勘案し支給決定を行うため、「標準支給量」は個々のサービス利用者に対する支給量の上限を定めるものではない。また、「標準支給量」は目安であり、「標準支給量」を一律に支給することを保証するものではない。

サービス種類	標準支給量の単位
居宅介護（身体介護、家事援助） 重度訪問介護	国庫負担基準単位に基づく報酬単位
居宅介護（通院等介助） 同行援護 行動援護 移動支援	時間単位
その他のサービス	日数単位又は回数単位

第1項 補正係数について

居宅介護（身体介護、家事援助）、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、国庫負担基準単位に基づく報酬単位に、介護者のサポート力や日中活動の状況によって定める区分に応じた補正係数を掛けたものを標準支給量とする。

サービス種類	標準支給量
居宅介護（身体介護、家事援助） 重度訪問介護	報酬単位 ×（補正係数）

(1) (補正係数) 介護者のサポート力の状況

サポート力	
多	介護者がおり、日常の家事・介護力に問題がない場合 ○健康な介護者が終日家にいる ○ボランティアや近隣等の支援が十分に受けられる状態
中	介護者がいるが、介護力に相当な困難を生じる場合 ○介護者が介護できるが、障害、病弱、高齢のため一部介護・家事ができない状態で、他者の支援が受けられない。 ○健康な介護者が終日家にいるが、本人が人工呼吸器の使用などにより夜間常時医療的ケア等が必要であり、介護者の睡眠時間等の確保のために一部介護が困難な状態で、他者の支援が受けられない。 ○介護者が就労等により不在（週 30 時間を超え 40 時間以下）で、他者の支援が受けられない ○介護者が複数人の介護を要する場合（A 以外） ○グループホーム入居者（居宅介護・重度訪問介護の特例利用） ○有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等で単身での共同住居の利用
少	単身又はこれに準ずる世帯で日常の家事・介護力に欠ける場合 ○単身世帯（18 歳未満の児童のみと同居含む） ○介護者が介護できない状態 ・介護者が障害又は病気や高齢のため、常時介護・家事ができない状態で、他者の支援が受けられない。 ・介護者が就労により不在（週 40 時間を超える）で、他者の支援が受けられない。 ○介護者が 1 人で世帯に 2 人以上の重度障害者（児）（※1）がおり、他者の支援が受けられない。 ○介護者が 1 人で世帯に 1 人の重度障害者（児）と未就学児の育児や要支援状態以上の高齢者を介護している場合で他者の支援が受けられない

※1 重度障害者（児）：身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳 A

(2) (補正係数) 日中活動の状況

日中活動の状況		
日中活動あり	障害者	○週3日以上、就労、通所サービス事業所利用など社会参加活動をしている場合 *在宅就労、就労系サービスの在宅利用を含む。 *移動支援等を利用した余暇活動の外出（概ね5時間/日以上）を含む。
	障害児	○週3日以上、幼稚園、保育所、学校、障害児通所支援を利用している場合
日中活動なし	○上記に該当しない場合	

第2項 2人介助について

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、以下に該当する場合は、同時に2人から支援を受けることができる。支給量については、必要な支援部分を明らかにし、該当する支援部分のみ2人分の時間数を支給決定する。

- (1) 2人介助のサービス対象者要件（平成18年厚生労働省告示第546号より）
2人のヘルパーにより居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とする。
- a 障害者の身体的理由により1人介護が困難と認められる場合。
 - b 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
 - c その他障害者の状況から判断して、a、bに準ずると認められる場合。

◆具体例

- ・体が大きく（又は体重が重く）、1人の介護者では移乗や入浴介助等ができない場合。
- ・医療的ケアを伴い常時介護が必要で、医療器具等を携えて1人の介護者では移動や通院、入浴介助等ができない場合。
- ・突然走り出したり他人をたたいたり、物を壊してしまうなどの行為が見られ、1人の介護者では危険が回避できない場合。
- ・その他、利用者の障害状況から1人の介護者では対応できないと市が認める場合。

第3項 支給量の算定方法

(1) 1か月あたりの支給量の算定方法

1か月あたりの支給量の算定は、原則、下記の表に基づき行う。

ただし、利用月により過不足が生じる場合などは、個別に計算するものとする。

①訪問系サービス

サービスの内容	頻度	1ヵ月あたりの支給量（算定方法）
居宅介護 重度訪問介護	時間数を決定するにあたり毎日支援が必要な場合	1日あたりの時間数×31日 （1日あたりの時間数が異なる場合は、連続する3日間で時間数が最大になる曜日の合計時間×5週＋その他の曜日の合計時間数×4週）
	週3日以上支援が必要な場合	連続する3日間で時間数が最大になる曜日の合計時間×5週＋その他の曜日の合計時間数×4週
	週2日支援が必要な場合	1週あたりの合計時間数×5週
	週1日支援が必要な場合	

②訪問系サービス

サービスの内容	1ヵ月あたりの支給量（算定方法）
同行援護 行動援護 移動支援	サービス等利用計画に基づき決定 例）1週あたりの時間数×5週 例）1回あたりの時間数×利用回数

③通所系サービス

サービスの内容	頻度	1ヵ月あたりの支給量（算定方法）
生活介護 就労継続支援 就労移行支援 自立訓練	原則日数（当該月の日数－8日）以上決定する場合	市が必要と認めた日数（生活介護に限る）
	週5日の利用を決定する場合	原則日数（当該月の日数－8日）
	週4日の利用を決定する場合	連続する3日間で利用日数が最大になる曜日の合計日数×5週＋その他の曜日の利用日数×4週 ※利用曜日に変動がある場合は×5週
	週3日の利用を決定する場合	
	週2日の利用を決定する場合	1週あたりの利用日数×5週
	週1日の利用を決定する場合	

(2) 居宅介護（身体介護・家事援助）の支援内容ごとの標準時間

- ・目安として以下のとおり支援内容ごとの標準時間及び標準回数を定める。標準時間及び標準回数はあくまでも目安であり、各支援内容について一律に標準時間を支給することを保証するものではなく、個別の状況を踏まえた上で適切に支給決定を行うものとする。
- ・ただし、真に必要と認められる事情がある場合については、標準時間を超えて支給決定を行うことができるものとする。
- ・また、居宅介護の支給量（2人介助分の時間を除く1人目の支給量）が1日4時間以上（月125時間以上。）であって、サービスの内容等から重度訪問介護の支給決定が妥当であると考えられる場合、その申請を勧奨するものとする。

サービスの内容		標準時間	標準回数
身体介護	起床介助・就寝介助	15分	1～2回／日
	移乗	15分	必要回数
	体位変換	15分	必要回数
	洗面	10分	2回／日
	着替え	15分	必要回数
	食事介助	30分	1～3回／日
	入浴	30分	1回／日
	排泄介助	15分	必要回数
家事援助	掃除	30分	2回／週
	洗濯	30分	2回／週
	買物	60分	2回／週
	調理	60分	3回／週

第2節 標準支給量を超える場合

障害福祉サービス等は、原則として標準支給量の範囲内で支給量を決定するものとするが、標準支給量を超える申請があった場合には、障害者の状況等を勘案した上で、真に必要と認められる事情がある場合について、支給量を決定するものとする。その際の更なる指標としてサービスごとの「非定型基準」を次のとおりとする。

第1項 訪問系サービスの非定型基準

(1) 非定型基準

居宅介護（身体介護、家事援助）、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、介護者のサポート力や日中活動の状況に応じた補正係数を掛けたものを非定型基準とする。

特に、居宅介護（身体介護、家事援助）、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、日常生活へ大きく影響することが考えられるため、非定型基準の支給量では生命の危機に瀕する事態になるなどやむを得ない事情があると認められる場合には、「非定型の支給決定」等として、箕面市障害者介護給付費等支給判定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、意見を聴いた上で、支給量を決定するものとする。

サービス種類	非定型基準
居宅介護（身体介護、家事援助） 重度訪問介護	報酬単位 ×（補正係数）

(2) 緊急時の対応

障害や生活環境の急変や介護者が入院する場合など、一時的に非定型基準を超える支給量が必要と認められる場合には、3か月を超えない期間に限り、審査会に諮らず、支給決定するものとする。ただし、同一理由によって当該期間を超えてなお非定型支給決定を要する場合は、審査会に諮り、必要と認められた場合に支給決定するものとする。

第2項 その他のサービスの非定型基準

(1) 非定型基準

その他のサービスについては、サービス等利用計画（案）又はセルフプランを踏まえ、障害者の状況等を勘案して、個々に検討を行う。ただし、個別に非定型基準の指標を設けているサービスについては、本ガイドラインにおいて示す非定型基準により個々に検討を行う。

なお、施設入所支援などサービスの性質上、標準支給量が最大支給量（上限）となるサービスについては、非定型基準は設けない。

第 3 節 介護給付費

第 1 項 居宅介護（ホームヘルプ）

（１）サービスの概要

サービス名称	居宅介護（身体介護 家事援助 通院等介助 通院等乗降介助）
サービス内容	【身体介護】 居宅における入浴、排せつ、食事介助等の支援 【家事援助】 居宅における掃除、調理、洗濯、育児等の支援 【通院等介助】 居宅から医療機関等へ外出する際の支援 【通院等乗降介助】 居宅からヘルパー自らが運転する車両への乗降介助、屋内外における移動の際の支援
対象者	【身体介護・家事援助・通院等介助（身体介護を伴わない）、通院等乗降介助】 ・障害支援区分 1 以上の障害者（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い） 【通院等介助（身体介護を伴う）】 ・障害支援区分 2 以上 ・認定調査項目のうち、次に掲げる①～⑤項目のいずれかの状態の 1 つ以上に認定されていること ① 歩行：「全面的な支援が必要」 ② 移乗：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 ③ 移動：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 ④ 排尿：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 ⑤ 排便：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
支給単位	【身体介護】 最小単位 30 分 以降 30 分 【家事援助】 最小単位 30 分 以降 15 分 【通院等介助】 最小単位 30 分 以降 30 分 【通院等乗降介助】 最小単位 1 回 ※原則身体介護は 1 回 3 時間以内、家事援助は 1 回 1.5 時間以内での利用とする。
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	・療養介護、施設入所支援は併給不可。 ・共同生活援助利用者の通院等介助及び通院等乗降介助は、慢性疾患等による定期通院が必要と医師の指示がある場合のみ月 2 回まで利用可。
他制度との優先順位	介護保険優先。

(2) 標準支給量・非定型基準

①身体介護・家事援助

●障害者（1ヶ月当たり）

i) 身体介護・家事援助のいずれもある場合

各区分の単位数（単位数×補正係数）を、サービス基本報酬単位（＊実利用時間帯・実利用時間数に関わらず次の報酬）で割り戻した時間数

＊家事援助（日中 1.5H）の基本報酬単位×1.1 303 単位 → 202 単位／時

＊身体介護（日中 3.0H）の基本報酬単位×1.1 921 単位 → 307 単位／時

※ 2人介助が必要と認められる場合は、必要な支援部分を明らかにし、該当する支援部分のみ2人分の時間数を支給決定する。

標準支給量

区分		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
身体介護 家事援助		3,100 単位	4,010 単位	5,890 単位	11,070 単位	17,730 単位	25,500 単位
日中活動 あり	多	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍
	中	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍
	少	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
日中活動 なし	多	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍
	中	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍
	少	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍

非定型基準

区分		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
身体介護 家事援助		3,100 単位	4,010 単位	5,890 単位	11,070 単位	17,730 単位	25,500 単位
日中活動 あり	多	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
	中	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍
	少	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍
日中活動 なし	多	1.0 倍	1.0 倍	1.25 倍	1.25 倍	1.25 倍	1.25 倍
	中	1.5 倍	1.5 倍	1.75 倍	1.75 倍	1.75 倍	1.75 倍
	少	2.0 倍	2.0 倍	2.25 倍	2.25 倍	2.25 倍	2.25 倍

ii) 家事援助のみの場合（時間数）

標準支給量		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
家事援助		3,100 単位	4,010 単位	5,890 単位	11,070 単位	17,730 単位	25,500 単位
日中活動 あり	多	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍
	中	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍
	少	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
日中活動 なし	多	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍
	中	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍
	少	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
日中活動 あり	多	8H	10H	15H	28H	44H	64H
	中	12H	15H	22H	42H	66H	95H
	少	16H	20H	30H	55H	88H	127H
日中活動 なし	多	8H	10H	15H	28H	44H	64H
	中	12H	15H	22H	42H	66H	95H
	少	16H	20H	30H	55H	88H	127H

非定型基準		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
家事援助		3,100 単位	4,010 単位	5,890 単位	11,070 単位	17,730 単位	25,500 単位
日中活動 あり	多	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
	中	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍
	少	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍
日中活動 なし	多	1.0 倍	1.0 倍	1.25 倍	1.25 倍	1.25 倍	1.25 倍
	中	1.5 倍	1.5 倍	1.75 倍	1.75 倍	1.75 倍	1.75 倍
	少	2.0 倍	2.0 倍	2.25 倍	2.25 倍	2.25 倍	2.25 倍
日中活動 あり	多	20H	25H	30H	55H	88H	127H
	中	27H	35H	44H	83H	132H	190H
	少	31H	40H	59H	110H	176H	253H
日中活動 なし	多	20H	25H	36H	69H	110H	158H
	中	27H	35H	51H	96H	154H	221H
	少	31H	40H	66H	124H	198H	285H

iii) 身体介護のみの場合（時間数）

標準支給量		区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
身体介護			3,100 単位	4,010 単位	5,890 単位	11,070 単位	17,730 単位	25,500 単位
日中活動 あり	多		0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍
	中		0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍
	少		1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
日中活動 なし	多		0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍
	中		0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍
	少		1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
日中活動 あり	多		6H	7H	10H	19H	29H	42H
	中		8H	10H	15H	28H	44H	63H
	少		11H	14H	20H	37H	58H	84H
日中活動 なし	多		6H	7H	10H	19H	29H	42H
	中		8H	10H	15H	28H	44H	63H
	少		11H	14H	20H	37H	58H	84H

非定型基準		区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
身体介護			3,100 単位	4,010 単位	5,890 単位	11,070 単位	17,730 単位	25,500 単位
日中活動 あり	多		1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
	中		1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍	1.5 倍
	少		2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍
日中活動 なし	多		1.0 倍	1.0 倍	1.25 倍	1.25 倍	1.25 倍	1.25 倍
	中		1.5 倍	1.5 倍	1.75 倍	1.75 倍	1.75 倍	1.75 倍
	少		2.0 倍	2.0 倍	2.25 倍	2.25 倍	2.25 倍	2.25 倍
日中活動 あり	多		11H	14H	20H	37H	58H	84H
	中		16H	20H	29H	55H	87H	125H
	少		21H	27H	39H	73H	116H	167H
日中活動 なし	多		11H	14H	24H	46H	73H	104H
	中		16H	20H	34H	64H	102H	146H
	少		21H	27H	44H	82H	130H	187H

●障害児（１ヶ月当たり）

児童の支給量については、５領域１１項目の調査を行った結果の区分に応じて、本人・家族のニーズを踏まえ、サービス等利用計画（案）をもとに必要量を決定する。

標準支給量				
区分	区分 1	区分 2	区分 3	医ケアあり
身体介護 家事援助	障害者 区分 1 相当	障害者 区分 3 相当	障害者 区分 4 相当	障害者 区分 5 相当

非定型基準				
区分	区分 1	区分 2	区分 3	医ケアあり
身体介護 家事援助	障害者 区分 1 相当	障害者 区分 3 相当	障害者 区分 4 相当	障害者 区分 5 相当

※ ヘルパーによる支援可能な医療的ケア（喀痰吸引や経管栄養）が常時必要な場合は「医ケアあり」区分とする。

②通院等介助・通院等乗降介助

●障害者（児）（１ヶ月当たり）

標準支給量・非定型基準	
通院等介助	必要量
通院等乗降介助	必要量

※ 通院等介助・通院等乗降介助については、通院頻度や通院先の医療機関までの時間又は官公署等での手続き等に必要時間数を勘案して決定する。

※ ２人介助が必要と認められる場合は、必要な支援部分を明らかにし、該当する支援部分のみ２人分の時間数を支給決定する。

（３）運用に関する考え方

【共通事項】

- ・ 居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。
また、居宅介護等を行った場合は、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅計画に基づいて行われるべき時間に基づき算定されることに留意が必要。当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要。
- ・ 1 日に居宅介護を複数回算定する場合は、概ね 2 時間以上の間隔を空けること。ただし、別のサービス類型を使う場合（身体介護の後に家事援助を利用するなど）は、間隔が 2 時間未満でも算定可能。
- ・ 「所要時間 30 分未満」の場合で算定する場合の所要時間は 20 分程度以上必要。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する場合にあってはこの限りではない。所要時間とは実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。
- ・ 単なる見守り時間は居宅介護の主目的とはならないため支援対象にならない。
- ・ 居宅介護の支給量（2 人介助分の時間を除く 1 人目の支給量）が 1 日 4 時間以上（月 125 時間以上）であって、サービスの内容等から重度訪問介護の支給決定が妥当であると考えられる場合、その申請を勧奨するものとする。
- ・ 介護保険サービス併給者については、介護保険サービスにて利用する訪問介護等の時間数と、障害福祉サービス等の時間数を合計した時間数を、支給決定基準との比較対象とする。
- ・ 居宅介護と同時間帯に訪問看護（医療）を利用することは原則できない。ただし、利用者の心身の状況によって必要と認められる場合は可とする。
例）・身体障害者で 2 人介護の必要があり、訪問看護と居宅介護のヘルパーと 2 人で入浴介助を同時に行う必要がある場合
・身体障害者で訪問看護による医療行為中に安全に処置を受けるために、姿勢の保持や介助等が必要な場合

（グループホーム入居者の取扱い）

※指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により次のいずれかに該当する者がグループホーム内で居宅介護を利用する場合

- （i）障害支援区分 4 以上であって、重度訪問介護対象者、同行援護対象者又は行動援護対象者が利用を希望する場合
- （ii）障害支援区分 4 以上の者で、居宅介護（身体介護のスポット支援のみ）の利用を市が必要と認めた場合（当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられていることが必要）

① 身体介護

- ・身体介護とは、利用者の身体に直接触れて行う介助サービスのためのサービスをいう。
- ・利用者の日常生活動作能力や意欲向上のために利用者と共にを行う自立支援については、利用者の障害状況を踏まえてその必要性を判断するものとし、直接手を差し伸べる援助が必要と認められる場合は身体介護とし、声掛けや見守りのみの場合は家事援助とする。
- ・2人介助が必要と認められる支援部分がある場合は、当該支援時間部分について2人分の時間数を支給決定し、受給者証に次のように記載する。
例) 入浴のみ2人介助の場合…「入浴のみ2人介助可」

② 家事援助

- ・家事援助は以下の場合に利用対象とする。
 - a 利用者が一人暮らしであり、自分で家事を行うことが困難な場合。
 - b 家族がいても、障害や疾病等やむを得ない事情があり、家事を行うことが困難な場合。
- ・原則、同居家族がいるかたは家事援助の支給はできない。ただし、同居家族が障害・疾病等の理由がある場合や、介護者が日中就労のため不在となり、利用者分の家事が行えない等の理由がある場合は、利用者分のみの家事援助を受けることは可能である。
- ・家事援助は、本来その対象者の年齢に照らし合わせ、日常生活を営むのに必要な家事を代行して支援するものである。幼児期の障害児の食事づくりや洗濯は、育児支援に当たるものと考え、当該障害児への家事援助での支給決定はできない。本来的に児童が年齢に応じて取得できる生活能力に鑑みて判断を行う。

具体的な支援例

- | | |
|---------------|---------------|
| ・買物 | ・郵便物の投函・受け取り |
| ・調理 | ・配膳・下膳 |
| ・洗濯・洗濯干し・取り入れ | ・布団干し・取り入れ・収納 |
| ・病院からの薬の受取・整理 | ・居宅の掃除 |
| ・ゴミ出し | |

等

家事援助に含まれない支援例

- ・利用者以外も利用する共有部分（居間・台所・浴室・トイレ等）の掃除
 - ※ 育児支援に該当する場合は支援可
- ・利用者以外のための調理、洗濯
 - ※ 育児支援に該当する場合は支援可
- ・庭木の手入れ
- ・家具・電気器具の移動や修繕
- ・大掃除
- ・ペットの世話
- ・家屋の補修
- ・自家用車の洗車
- ・引っ越しの荷造り

（居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱い）

◆令和3年7月12日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課
「居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（一部抜粋）

- ・家事援助の中に含まれる育児支援は、利用者が子どもの保護者として家庭内で行うべき養育を代替するものであるため、次の全てに該当する場合に、個々の利用者（親）、子ども、家庭等の状況を勘案し、必要に応じて、「居宅介護（家事援助）」又は「重度訪問介護」の対象範囲に含めるものとする。
 - a 利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
 - b 利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
 - c 他の家族等による支援が受けられない場合
- ・家事援助等における「育児支援」には、以下のような業務が含まれる。
 - ・育児支援の観点から行う沐浴や授乳
 - ・乳児の健康把握の補助
 - ・児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
 - ・保育所・学校等からの連絡報の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
 - ・利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
 - ・子どもが通院する場合の付き添い
 - ・子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎
 - ・子どもが利用者（親）に代わって行う上記の家事・育児等

(視覚障害者への代読・代筆の取扱いについて)

- ・ 視覚障害により、自宅内での代読・代筆の支援が必要な方を対象に、代読・代筆支援を家事援助の支援対象範囲に含める。
- ・ 代読・代筆を可能とする対象は「日常生活上必要とされる範囲」のものとする。
 - 郵便物や回覧板等の代読（整理も含む）
 - 電化製品等の取扱説明書の代読
 - 手紙・公的申請書類等の代筆 等
 - × 営業上の書類の代読・代筆
- ・ 介護保険サービス利用者であっても、介護保険サービスでの支援対象とならない代読・代筆にかかる支援部分のみ障害福祉サービスの家事援助の利用対象とする。
- ・ 代読・代筆支援のみが必要となる場合、標準時間数を週1回30分、標準支給量は2.5時間/月とする。ただし、申請者の状況により真に必要な時間数を決定するものとする。代読・代筆支援分の標準支給量は、視覚障害者に一律に支給決定するものではなく、上記（2）の標準支給量・非定型基準の時間数に含まれる。
- ・ サービス等利用計画（案）の内容を踏まえ、家事支援（調理、掃除、買物等の支援）の支援時間の範囲内で代読・代筆支援を行うことが可能であれば、代読・代筆支援分の支給量の決定は行わない。
- ・ 外出時における代読・代筆支援については、同行援護にて行う。

③ 通院等介助・通院等乗降介助

- ・ 通院等介助は、医療機関への通院のほか、官公署並びに相談支援事業所での公的手続きや障害福祉サービスの利用に係る相談に訪れる場合、相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された障害福祉サービス事業所を訪れる場合に利用できる。
- ・ 通院等介助は、少なくとも始点（出発地点）又は終点（終着地点）のどちらかが居宅である必要がある。出先にてヘルパーと待ち合わせ等を行い、病院に通院した後出先でヘルパーと別れた場合には通院等介助は算定できない。
- ・ 目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所、地域活動支援センターや日中一時支援事業所等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定することができる。
- ・ 通院等の前後に買物や余暇的外出等を行う場合は、移動支援や行動援護での算定とする。

- ・「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」は認定調査によって決められる報酬算定上の区分であり、受けられる支援内容に差はない。
- ・障害児の場合は、移動中も常時医療的ケアを要したり、行動障害により2人での支援が必要であったり、世帯に複数の障害児がいるなど保護者1人では通院が困難で、ヘルパーと保護者が一緒に行く場合などに限る。

(グループホーム入居者の取扱い)

- ・グループホーム入居者の通院時の付き添いについては、基本的には、日常生活上の支援の一環として、グループホーム等の事業者が対応することとなるが、慢性疾患等の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、次の要件により、通院等介助の利用が認められる。
 - a 慢性疾患等の障害者で、医師の指示により定期的に通院を必要とする者。
 - b 居宅介護個別支援計画に位置づけられていること。
 - c 通院等介助の対象回数は、月2回を限度とする。
- ・グループホーム入居者が自宅への一時帰宅中に、自宅を起点に通院等介助を利用する場合は、上記要件によらず支給決定を受けることが可能である。

(通院等介助と通院等乗降介助の支給決定区分の適用について)

◆厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」(平成24年3月30日付け一部改正 障障発0330第7号(一部抜粋))

- ・通院等乗降介助を算定する場合は、「ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とはならない。また、それぞれ具体的に介助する行為を要する(利用者の日常生活動作能力などの向上のため、移動時に転倒しないよう側について歩き、介護は必要時だけで事故がないよう常に見守る場合は算定できるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定できない。)
- ・ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する場合は、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合には、通算して「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定できる。

- ・通院等介助を算定する場合は通院等乗降介助は算定できない。また、通院等介助を算定する際には、ヘルパーが運転中の時間は算定対象とはならない。
- ・ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で「居宅における身体介護」を算定する場合は、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定できる。

(院内介助の取扱い)

- ・病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、次のいずれにも該当する場合は、算定対象となる。
 - a 病院側の諸事情により、院内スタッフによる院内介助がつかないこと。
 - b 本人が介助を必要とする心身の状態であること。
- 例) ・院内の移動に介助が必要である場合
 - ・行動障害等のため突発的な行動を防止するための支援が必要な場合
 - ・排泄介助を必要とする場合
- c 院内において実際にヘルパーが介助を行っていること
- ・サービス等利用計画や居宅介護計画等に位置づけられており、院内介助が必要である旨を市が認める場合に限る。

第 2 項 重度訪問介護

(1) サービスの概要

サービス名称	重度訪問介護
サービス内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要するものにつき、居宅において身体・家事・外出時における介護を総合的に行う。
対象者	次のいずれかに該当する者 ① 重度の肢体不自由者 障害支援区分 4 以上であり、二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること ② 知的障害又は重度の精神障害により行動上著しい障害者で常時介護を要するもの。 障害支援区分 4 以上であり、認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者
支給単位	最小単位 1 時間 以降 30 分ごと（原則 1 日 3 時間以上）
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	施設入所支援は併給不可。
他制度との優先順位	介護保険優先。

(2) 標準支給量・非定型基準

各区分の単位数（単位数×補正係数）を、サービス基本報酬単位（*実利用時間帯・実利用時間数に関わらず次の報酬）で割り戻した時間数

*重度訪問介護（8.0H）の基本報酬単位×1.15 → 217 単位／時

- ※ 下記表に家族の状況に応じて補正係数を掛けたものを標準支給量とする。
ただし、非定型基準に満たない場合であっても、重度訪問介護を 1 日 24 時間連続利用の支援を含む場合は、標準支給量に関わらず審査会に諮ることとする。
- ※ 2 人介助が必要と認められる場合は、必要な支援部分を明らかにし、該当する支援部分のみ 2 人分の時間数を支給決定する。

● 日中活動なし

「日中活動あり」に該当しない場合

標準支給量

区分	区分 4	区分 5	区分 6
重度訪問介護	28,940 単位	36,270 単位	62,050 単位
多	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍
中	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍
少	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
多	67H	84H	143H
中	101H	126H	215H
少	134H	168H	286H

非定型基準

区分	区分 4	区分 5	区分 6
重度訪問介護	28,940 単位	36,270 単位	62,050 単位
多	1.25 倍	1.25 倍	1.25 倍
中	1.75 倍	1.75 倍	1.75 倍
少	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍
多	167H	209H	358H
中	234H	293H	501H
少	267H	335H	572H

● 日中活動あり

週3日以上、就労、通所サービス事業所利用など社会参加活動をしている場合

＊在宅就労、就労系サービスの在宅利用を含む。

標準支給量

区分	区分 4	区分 5	区分 6
重度訪問介護	16,240 単位	20,810 単位	28,730 単位
多	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍
中	0.75 倍	0.75 倍	0.75 倍
少	1.0 倍	1.0 倍	1.0 倍
多	38H	48H	67H
中	57H	72H	100H
少	75H	96H	133H

非定型基準

区分	区分 4	区分 5	区分 6
重度訪問介護	16,240 単位	20,810 単位	28,730 単位
多	1.25 倍	1.25 倍	1.25 倍
中	1.75 倍	1.75 倍	1.75 倍
少	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍
多	94H	120H	166H
中	131H	168H	232H
少	150H	192H	265H

(3) 運用に関する考え方

- ・ 重度訪問介護は、比較的長時間に亘って介護が必要なかたに対し、身体介護や家事援助、外出支援、見守り等のサービスを包括的に提供するものである。居宅介護と異なり見守りも必要な時間を含めて支給決定することができる。あくまで身体介護・家事援助の中での見守りであるため、見守りだけを対象とした支給決定はできない。
- ・ 重度訪問介護と身体介護や家事援助といった居宅介護は原則併給できない。ただし、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にできな

いために他事業所が身体介護等を提供する場合は、例外として併給が認められる。(同一事業所の併給は不可)

- ・ 重度訪問介護は1日3時間以上の支給決定を基本とすることとなっているが、利用者のキャンセル等により、1事業者における1日の利用が時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。
- ・ 「所要時間1時間未満」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とする。
- ・ 2人介助が必要と認められる支援部分がある場合は、当該支援時間部分について2人分の時間数を支給決定し、受給者証に次のように記載する。
例) 入浴のみ2人介助の場合・・・「入浴のみ2人介助可」
- ・ 緊急通報システムの利用などの代替手段の有無を確認した上で、真に必要な時間数を支給決定するものとする。
- ・ 特に、深夜帯の支援時間数については、常時の支援が必要な対象者に限って必要な時間数を支給決定する。具体的には、就寝時も人工呼吸器の利用や頻回なたん吸引等の医療的ケアが必要である場合や、単身生活者で強度行動障害があり常時の見守りがなければ居宅内からの飛び出し等が起こる場合等、常時の見守りがなければ、本人の身体・生命の安全を確保できない恐れがある場合に限る。
- ・ 重度訪問介護と同時時間帯に訪問看護(医療)を利用することは原則できない。ただし、利用者の心身の状況によって必要と認められる場合は可とする。

例) ・ 身体障害者で2人介護の必要があり、訪問看護と居宅介護のヘルパーと2人で入浴介助を同時に行う必要がある場合

- ・ 身体障害者で訪問看護による医療行為時等において、安全に処置を受けるために、姿勢の保持や介助等が必要な場合
- ・ 訪問看護による医療行為時等において、本人の意思等について慣れたヘルパーでなければコミュニケーションに支援が必要な場合

(移動介護加算の取扱い)

- ・ 外出時における移動中の介護を行う場合は、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行う(移動介護加算)。ただし、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、1日に4時間が算定の上限となる。
- ・ 支給決定に当たっては、以下を合わせた時間数を標準時間数とする。
 - ①通院等の外出にかかる支援 必要時間数
 - ②余暇等の外出にかかる支援 移動支援(40時間/月)
- ・ 2人介助が必要と認められる場合は、2人分の時間数を決定する。

- ・ 2 人介助が必要と認められる場合は、2 人分の時間数を決定する。
- ・ 障害、病気、その他の理由で家族による支援や生活介護その他の障害福祉サービスの利用が困難な場合で、利用者の障害特性等からやむを得ず外出が必要となり、標準時間以上の移動の介護が真に必要と認められる場合は、必要と認められる時間数を決定する。

(熟練ヘルパーによる同行支援の取扱い)

◆平成 18 年厚生労働省告示第 523 号(報酬告示)、平成 18 年厚生労働省告示第 546 号より

- ・ 重度訪問介護を利用する障害支援区分 6 の利用者に対し、新任従業者（新任ヘルパー）等であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないように、熟練従業者（熟練ヘルパー）が同行してサービス提供を行うことの報酬の算定が可能

①対象となる利用者・・・次の両方の要件を満たす者

- ・ 障害支援区分 6 の者
- ・ 新任従業者だけでは障害特性を理解した適切な支援が十分に受けられないと見込まれる者

②時間数・・・新任従業者ごとに 120 時間以内

③人数

利用者 1 人につき、原則年間 3 人の新任従業者まで算定可能。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市が認めた場合には、3 人を超えて算定できることも可能とする。

＊「年間」とは、1 人目の新任ヘルパーに同行支援を決定した月から 12 月間とする。

④新任従業者（新任ヘルパー）等とは

- 利用者が医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）の場合
 - ・ 事業所が新規に雇用を開始したヘルパーで採用後 6 ヶ月以内の者（利用者への支援が 1 年未満となることが見込まれる者は除く）
 - ・ 事業所において重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者への支援に初めて従事する者（利用者への支援が 1 年未満となることが見込まれる者は除く。）
- 上記以外の障害支援区分 6 の者
 - ・ 事業所が新規に雇用を開始したヘルパーで採用後 6 ヶ月以内の者（利用者への支援が 1 年未満となることが見込まれる者は除く）

※いずれも、新任従業者等が複数の利用者に支援を行う場合、当該従業者ごとに120時間以内。

⑤熟練従業者（熟練ヘルパー）とは

当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者及び事業所から十分な評価がある者

※新任従業者・熟練従業者が、それぞれ異なる事業所の場合も可能

※複数の新任従業者への同行可（この場合の熟練従業者の時間に制限はない。）

⑥算定

新任従業者等と熟練従業者が2人で支援を行うことについて、所要時間120時間以内に限り、2人分の時間数の報酬算定が可能（報酬はそれぞれ所定単位数の90/100となる）

⑦その他の留意事項

- ・本制度は、同行支援を必要とする状況が生じた時点で、利用者の状態像や、熟練ヘルパーが同行して支援を行うことの必要性及び、新規採用ヘルパーの経験等を踏まえて、支給決定されるものである。
- ・同行支援の支援内容は、新任従業者がコミュニケーション技術、適切な体位変換等全ての支援内容について、支援方法を習得するまでの間、熟練従業者が同行し、共に支援を行うものであり、次のような場合は算定の対象とならない。

※算定の対象とならない例

- ・熟練従業者が行っている支援に、見学のみを行うため新任従業者が同行する場合
- ・従来の二人介助の支援に対して、更に熟練従業者が同行する場合（3人介助となるため不可。）

⑧手続き

- ・同行支援の利用について、事業所から市に事前に相談をすること
- ・利用者が市に提出する障害福祉サービスの申請書に加えて、事業所は次の書類を市に提出すること（提出期限は事前相談時に確認すること）。
- ・別紙様式『重度訪問介護における熟練従業者の同行支援届出書』

第3項 同行援護

(1) サービスの概要

サービス名称	同行援護
サービス内容	視覚障害により外出困難な障害者（児）に対し、移動時及び外出先における必要な支援を行う。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
対象者	・同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上かつ「移動障害」の点数が1点以上
支給単位	最小単位 30 分 以降 30 分ごと
支給量	必要量
他制度との併給	施設入所支援は併給不可。
他制度との優先順位	—

(2) 標準支給量・非定型基準

標準支給量

40 時間／月＋通院に必要な時間数

非定型基準

標準支給量＋特に社会参加等に必要と認める時間数

※2人介助の必要性がある場合は2人分の必要時間数を支給決定する。

※通院等介助の支給決定を受けている場合は、標準支給量は40時間/月とする。

(3) 運用に関する考え方

- ・居宅において20分以上必要とする身体的な介護は同行援護のサービスには含まれず居宅介護（身体介護）での算定となる。
- ・病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、院内スタッフが対応できない場合で、トイレ等の移動に介助が必

要な場合や、視覚情報の提供などの支援が必要な場合は対象となる。（通院等介助と同様）

- ・ 同行援護は障害福祉サービス固有のサービスであるため、介護保険対象のかたでも併給可能。ただし、通院同行など介護保険サービスでのサービス利用が可能な支援については、原則、介護保険サービスを優先とするが、視覚情報の提供など同行援護での支援が真に必要と認められる場合については、同行援護でのサービス利用を可とする。
- ・ グループホームに入居している視覚障害者が、通院に同行援護を利用する場合は、通院等介助の取扱いに準じ、慢性疾患等の障害者で、医師の指示により定期的に通院が必要な場合、月2回を限度とする。それ以外の通院については、日常生活上の支援の一環として、グループホームの事業者が対応するものとする。

（標準時間数を超えて特に必要と認める場合）

- ① 社会参加として必要と認められるもの（原則、当該月のみの増量での対応）
 - a 国、地方自治体等へ招聘されて出席する会議等への出務
 - b 各種団体の役員等で各種団体の長からの依頼に基づき出席する会議・行事等
 - c 親族の通夜・葬儀に急遽出席する場合
- ※団体からの出席依頼文の写し等、団体からの依頼・招聘された事実を証する書類の提出が必要

第4項 行動援護

(1) サービスの概要

サービス名称	行動援護
サービス内容	知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者（児）であって常時介護を要するものにつき、当該障害者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行う。
対象者	障害支援区分3以上であり、認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者。
支給単位	最小単位 30 分 以降 30 分ごと
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	施設入所支援は併給不可。
他制度との優先順位	—

(2) 標準支給量・非定型基準

標準支給量

40 時間／月＋通院に必要な時間数

非定型基準

標準支給量＋特に必要と認める時間数

※2人介助の必要性がある場合は2人分の必要時間数を支給決定する。

※通院等介助の支給決定を受けている場合は、標準支給量は40時間/月とする。

(3) 運用に関する考え方

- ・ 行動援護の報酬算定は、1日1回かつ1日に8時間までとなる。8時間を超えてサービスを提供する場合は、報酬額は一定となる。
- ・ 行動援護は、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。

(標準時間数を超えて特に必要と認める場合)

障害、病気、その他の理由で家族による支援が困難な場合で、標準支給量以上の移動支援の利用が真に必要と認められる場合（※原則、当該月のみの増量での対応とする。）

- ・ 常時見守りが必要であるが、日中一時支援、短期入所等その他の障害福祉サービス等の利用が困難でやむを得ず行動援護を利用する必要がある場合
- ・ 外出先や外出時間がルーティン化しており、外出予定変更は大きなパニックになる等、外出時間の調整が困難な場合

第5項 療養介護

(1) サービスの概要

サービス名称	療養介護
サービス内容	重度の障害を有する障害者であって、機能訓練、療養上の管理、医学管理などの常時の介護を要するものにつき、病院において必要な介護を提供する。
対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者 ① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ② 障害支援区分5以上に該当し、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること。 ア 重症心身障害者（※1）又は進行性筋萎縮症患者 イ 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者 ③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者 ④ 旧重症心身障害児施設から療養介護へ移行した者
支給単位	1日
支給量	当該月の日数
他制度との併給	重度訪問介護、同行援護、行動援護のみ併給可（※2）。
他制度との優先順位	新規の場合、介護保険対象者は介護保険優先。 継続の場合は介護保険対象になっても引き続き利用可能。

※1 重症心身障害者：「療育手帳A」かつ「身体障害の肢体不自由1級又は2級」の者

※2 医療機関からの外出・外泊時の利用に限る。

(2) 標準支給量

標準支給量

当該月の日数

第6項 生活介護

(1) サービスの概要

サービス名称	生活介護									
サービス内容	施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。									
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者 ① 障害支援区分が下記の表に掲げる者 <table><tr><td></td><td>50 歳以上</td><td>50 歳未満</td></tr><tr><td>施設入所者</td><td>障害支援区分 3 以上</td><td>障害支援区分 4 以上</td></tr><tr><td>在宅</td><td>障害支援区分 2 以上</td><td>障害支援区分 3 以上</td></tr></table> ② 生活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって、障害支援区分が①より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者 ・法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む。）の利用者（特定旧法受給者） ・法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 ・平成 24 年 4 月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む。）に入所している者 ・新規の入所希望者（障害支援区分 1 以上の者）		50 歳以上	50 歳未満	施設入所者	障害支援区分 3 以上	障害支援区分 4 以上	在宅	障害支援区分 2 以上	障害支援区分 3 以上
	50 歳以上	50 歳未満								
施設入所者	障害支援区分 3 以上	障害支援区分 4 以上								
在宅	障害支援区分 2 以上	障害支援区分 3 以上								
支給単位	1 日									
支給量	原則の日数（当該月の日数－8 日） ただし、特に必要と認められる場合は原則日数以上可									
他制度との併給	・療養介護は併給不可。 ・その他の日中活動系サービスは別途相談。									
他制度との優先順位	介護保険優先。 ただし、共同生活援助入居者及び障害者支援施設入所者は介護保険該当になっても継続利用可。									

(2) 標準支給量・非定型基準

標準支給量

原則の日数（当該月の日数－8 日）

非定型基準

利用者の心身の状況等を勘案して 特に必要と認められる場合	必要日数
---------------------------------	------

(3) 運用に関する考え方

- ・原則日数（当該月の日数－8日）を超える支援が必要な場合は、市が支給決定が必要かどうか判断するために、原則日数を超える支援が必要な理由について、相談支援専門員は、「本人の心身の状況」、「介護者の状況」、「週に6日以上利用する必要がある特段の事情」を市に示すものとする。

(利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合)

次の要件をいずれも満たす場合とする。

- a 計画相談支援給付費の支給を受けていること
- b 本人が重度訪問介護対象者（区分4以上）で常時の介護が必要な場合
- c 介護者が日中に不在又は障害、病弱、高齢等により介護ができない状態で、他者の支援が受けられず、やむを得ないと認められる場合

※区分認定調査結果により重度訪問介護対象者に該当しなくとも、調査時点と現状が異なるような場合においては、申請時点の状況において、重度訪問介護対象者相当と判断される場合は対象とするものとする。

※グループホーム利用者は基本的に「原則の日数」超過の支給対象とはしないが、特に支援の必要性があると判断できる場合は、グループホーム等での対応が可能となるまでの間に限り対象とする。

第 7 項 短期入所

(1) サービスの概要

サービス名称	短期入所
サービス内容	在宅で生活を行う障害者（児）の介護者が、一時的に介護できないときに障害者支援施設等へ短期間の入所を行い、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行う。
対象者	① 障害支援区分 1 以上の障害者 ② 障害児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児
支給単位	1 日
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	施設入所支援、療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練は併給不可。ただし、施設入所支援及び共同生活援助で、入所（入居）者が一時帰宅中に短期入所が必要な場合は、施設入所支援等の報酬（帰宅時支援加算は除く）が算定されない場合で、市が必要と認める場合は併給可能。 また、短期入所利用時間中は日中活動系サービス以外のサービス利用は不可。
他制度との優先順位	介護保険優先。

(2) 標準支給量・非定型基準

標準支給量

具体的な利用予定がない場合（緊急用）	4 日／月
具体的な利用予定がある場合	10 日／月

非定型基準

具体的な利用予定がある場合	15 日／月
利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合	必要日数

※ 地域生活支援事業の日中一時支援を申請する場合は、日中一時支援の支給量と合わせた日数で判断する（日中一時支援を申請しない場合は、短期入所の日数のみ）

(3) 運用に関する考え方

- ・支給決定量は地域生活支援事業「日中一時支援」と合わせての支給量としていたが、利用期間の開始日が令和7年4月1日以降となる利用決定分から順次、「短期入所」単独での支給決定量の取扱いとする。（「日中一時支援」の利用意向がない場合は「短期入所」のみの決定とする。）
- ・長期（連続）利用日数については、30日を限度とする。なお、例えば過去に利用実績のある利用者が、一定の期間が経過した後、再度利用することは可能である。
- ・年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとして、180日を限度とする。ただし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合は、必要と認める日数を支給決定する。

（利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合）

- ・介護者の長期入院や虐待等により居宅において生活が困難である場合
- ・継続的に居宅において生活が困難であり、障害者支援施設への待機登録を行っているが、施設に空きがなく入所ができない場合
- ・その他、介護者が障害、病弱、高齢等のため一部介護・家事ができない状態で、他者の支援が受けられず、居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に支障がなく、やむを得ないと認められる場合

第 8 項 重度障害者等包括支援

(1) サービスの概要

サービス名称	重度障害者等包括支援
サービス内容	常時介護を要する重度障害者（児）に、居宅介護等によるヘルパーの派遣や、生活介護等による施設での日中支援を包括的に提供する
対象者	障害支援区分 6（障害児にあっては区分 6 に相当する支援の度合い）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度知的障害者 ② 認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者
支給単位	報酬単位数/月
支給量	サービス等利用計画案の提出を受け、内容について要否確認の上、必要単位数を決定（標準支給量あり）
他制度との併給	他制度との併給不可。
他制度との優先順位	介護保険優先。

(2) 標準支給量・非定型基準

標準支給量

区分	区分 6
重度障害者等包括支援	74, 310 単位
多	0.5 倍
中	0.75 倍
少	1.0 倍

非定型基準

区分	区分 6
重度障害者等包括支援	74, 310 単位
多	1.25 倍
中	1.75 倍
少	2.0 倍

第9項 施設入所支援

(1) サービスの概要

サービス名称	施設入所支援
サービス内容	施設に入所する障害者に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
対象者	① 生活介護を受けている障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の者 ② 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 ③ 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組合せを希望する者又は生活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって、障害支援区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、利用の組合せが必要な場合に、市町村の判断で認められた者 ・法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む。）の利用者（特定旧法受給者） ・法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む。）に入所している者
支給単位	1日
支給量	当該月の日数
他制度との併給	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、日中一時支援、入浴サービスは原則併給不可。ただし、一時帰宅中において、一定の要件を満たす場合のみ次のサービスの併給可。 ・訪問系サービス：施設入所支援に係る報酬が全く算定されない期間に限り市が特に必要と認める場合 ・短期入所：施設入所支援等の報酬（帰宅時支援加算は含まない。）が算定されない期間で市が特に必要と認める場合
他制度との優先順位	新規の場合、介護保険対象者は介護保険優先。 継続の場合は介護保険対象になっても引き続き利用可能。

(2) 標準支給量

標準支給量

当該月の日数

(3) 運用に関する考え方

(大阪府の入所調整対象施設の入所希望から入所までの流れ)

- ・入所を希望する施設が、大阪府の入所調整対象施設の場合は、大阪府の「障がい者支援施設入所調整指針」に基づき、入所希望者は、市に「施設入所調整申出書」を提出する。
- ・市は、入所希望者及び家族等支援者から入所希望者の状況、家族等支援者の状況及び生活基盤の状況等を聞き取った上で、「調査票（アセスメント票）」を作成し、対象施設に対し「施設入所調整依頼書」により、入所調整者名簿への登録依頼を行う。
- ・対象施設は、入所希望者の入所順位を決定し、入所調整者名簿に登録される（入所待機）。
- ・入所希望者は、既に提出した「施設入所調整申出書」の内容に変更が生じた場合、速やかに「状況変更届」を市に提出する。
- ・入所調整対象施設において、退所者が生じるなどして入所可能枠が発生した場合、名簿の上位の者から、対象施設から入所候補者への連絡、入所意思の確認が入る。市は、入所候補者に、最終的な入所意向の有無及び辞退する場合はその理由を確認する。

第 4 節 訓練等給付費

(1) 標準利用期間

①標準利用期間を超える利用申請があった場合

訓練等給付費のうち、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、宿泊型自立訓練、自立生活援助等については、サービス利用の長期化を防ぐため標準利用期間が定められている。当該サービス利用者より標準利用期間を超えて継続の申請があった場合には、支給決定期間の最終月までの審査会において、個別審査又は意見聴取を行い、当該審査等を踏まえて支給決定を行うものとする。

支給要否決定に必要な書類として審査会へ提示するため、サービス提供事業者は期間終期の 30 日前までに次の書類を市に提出する。

- ・別紙様式『標準利用期間設定サービスの支給期間更新についての事業者意見書』
- ・『個別支援計画書（利用当初作成分の写し）（任意様式）』
- ・『個別支援計画書案（利用決定期間延長にかかるものの写し）（任意様式）』

	サービス種別	支給決定の考え方
◇個別審査	● 自立訓練（機能訓練） ● 自立訓練（生活訓練） ● 就労移行支援 ● 地域移行支援 ● 自立生活援助	個別審査を経て、最大 1 年間の更新とし、原則 1 回の更新とする（自立生活援助のみ、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能）
	● 共同生活援助（地域移行支援型ホーム）	個別審査を経て、真にやむを得ない場合に限り必要最小限の有効期間での更新とし、できるだけ早期に本来の地域移行ができるよう必要な調整を行う
	● 共同生活援助（移行支援住居） ● 共同生活援助（サテライト型住居）	個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、支給決定を更新する

	サービス種別	支給決定の考え方
◇意見聴取	● 宿泊型自立訓練	意見聴取を経て、支給決定を更新する
	● 共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費）	利用期間の満了時に引継ぎを行うべき障害福祉サービス事業者等と引き続き調整が必要な場合など、市町村審査会の意見を聴き、月を超えて引き続き支援が必要であると認めた場合に限り、支給決定の更新（1回）が可能

②標準利用期間終了後の次回利用の取扱い

標準利用期間終了後、障害者本人が再度同一サービスの利用を希望する場合は、当該サービスの利用の必要性（利用によりサービスの目的とする成果が十分に見込まれる等）について、再申請に至った経緯やサービス等利用計画案等により判断するものとする。

（２）暫定支給期間

次の訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間（2ヶ月間））を含む期間で支給決定を行うこととしている。

ア 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

イ 就労移行支援、就労継続支援A型（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための一時的に必要とするものとして、これまで利用していた事業所を引き続き利用する場合を除く。）

②暫定支給決定期間経過後の取扱い

サービス提供事業者は期間終期の14日前までに、次の書類を市に退出する

- ・別紙様式『暫定支給決定期間に係る訓練等給付事業評価結果報告書』
- ・『アセスメント票（任意様式）』
- ・『個別支援計画書（任意様式）』
- ・『計画に基づく支援実績及びその評価結果（任意様式）』
- ・『利用実績（任意様式※サービス利用実績記録票の写しなど）』

(ア) 暫定支給決定期間経過後、利用者がサービスの継続を希望する場合

提出書類を元に当該サービスの継続利用の適否を市が判断する。サービスを継続することによる改善（維持を含む。）効果が見込まれるか否かを判断し、改善効果が見込まれないと判断した場合には、市、サービス提供事業者、相談支援事業者及び利用者による連絡調整会議を開催し、利用者にその旨を説明するとともに、暫定支給決定期間の満了日までの間に当該サービスの利用を終了し、支給決定の取消しを行う。あわせて、今後のサービス利用について調整を行う。

(イ) 暫定支給決定期間経過後、利用者がサービスの継続を希望しない場合

利用者、サービス提供事業者、相談支援事業者により今後のサービスについて調整する。

(3) 在宅での就労サービスの取扱い

◆厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 障障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(参照))

① 利用者要件

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

② 事業所要件

(ア) 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

(イ) 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。

(ウ) 緊急時の対応ができること。

(エ) 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

(オ) 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

(カ) 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(キ) オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

(その他) 在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

③ 手続き

障害福祉サービスの申請書に加えて、次の書類を市に提出すること。

i 利用者本人からの提出資料

- ・別紙様式『就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る申請書』

ii サービス提供事業者からの資料

在宅によって見込まれる支援効果を明記すること。

- ・別紙様式『就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る支援提供計画届出書』
- ・別紙様式『在宅でのサービス利用におけるアセスメント』
- ・『個別支援計画書（任意様式）』

④ 留意点

在宅での支援は効果的な就労支援を行えないばかりか、利用者の意欲や可能性を減少させてしまう恐れがあり、本人の現状や課題によっては在宅での支援が困難な場合が適切でない場合もある。在宅での実施が利用者にとって最適かつ効果的な支援なのかを提出書類により見極めるものとする。

在宅でのサービス利用による支援効果が認められないと市が判断する場合

（例）

- ・就労意欲、作業意欲がない
- ・指示内容を理解できない
- ・意思表示が困難な場合
- ・体調不良時に対処ができない 等

第1項 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

（1） サービスの概要

サービス名称	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練
サービス内容	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援を実施	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援を実施
対象者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者（主に<u>身体障害者・難病等対象者</u>。）具体的には次のような例が挙げられる。 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校等を卒業した者であって、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者（主に<u>知的障害者・精神障害者</u>。）具体的には次のような例が挙げられる。 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等 ※宿泊型自立訓練は、上記の者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者。
支給単位	1日	

支給量	原則の日数（当該月の日数－8 日、宿泊型自立訓練については当該月の日数）	
標準利用期間	通常：1 年 6 ヶ月 頸髄損傷による四肢の麻痺等にある場合：3 年 （暫定支給決定期間有り）	通常：2 年 長期間入院していた又はこれに類する事由のある場合：3 年 （暫定支給決定期間有り）
他制度との併給	療養介護は併給不可（宿泊型自立訓練については、入所施設支援についても併給不可）。その他の日中活動系サービスは別途相談。	
他制度との優先順位	機能訓練は介護保険の通所リハビリ・訪問リハビリ等が優先。ただし、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65 歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。	

（２） 標準支給量

標準支給量

原則の日数（当該月の日数－8 日） 宿泊型自立訓練は当該月の日数

（３）運用に関する考え方

自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練に係る「長期入院等していた者又はこれに類する事由のある障害者」とは、次のとおり。

- ・ 長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者
- ・ 長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など 2 年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等

第2項 就労移行支援

(1) サービスの概要

サービス名称	就労移行支援	就労移行支援（養成施設）
サービス内容	就労を希望する 65 歳未満又は 65 歳以上（※）の障害者が一般就労へ移行するため、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を行い、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を実施	
対象者	① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者（※） ③ 通常の事業所に雇用されている 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者（※）であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの	② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者（65 歳以上の者を含む）
	※65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。	
支給単位	1 日	
支給量	原則の日数（当該月の日数－8 日）	
標準利用期間	・ 通常 2 年（暫定支給決定期間有り）	・ 通常 3 年又は 5 年（暫定支給決定期間無し）

		※延長等を要する事情が生じた場合は、その都度、支給決定を更新する。
	・労働時間延長支援型 3～6 か月間（暫定支給決定期間無し） ・復職支援型 企業が定める休職期間の終了までの期間（最大 2 年間） （暫定支給決定期間有り）	
他制度との併給	療養介護は併給不可。その他の日中活動系サービスは別途相談。	
他制度との優先順位	— ※対象要件に該当しない 65 歳以上の者は利用不可。	

（２） 標準支給量

標準支給量

原則の日数（当該月の日数－8 日）

（３） 運用に関する考え方

・一般就労中であっても、次の場合に限り就労移行支援を一時的に利用できる。

◆厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 障障発第 0402001 号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（参照）

① 労働時間延長支援型

通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする場合の要件は次のとおり。

対象者

通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの

利用要件

企業等での働き始めに、概ね週 10 時間以上 20 時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合であって、以下の条件をいずれも満たした場合に利用可。

- (a) 一時的な利用の前に就労移行支援を受けており、就職後も引き続き同一の事業所においてサービスの利用を必要としている場合
- (b) 企業等から、就労移行支援サービスの一時的な利用のため、事業所への通所が認められている場合

- (c) 勤務時間の延長を図るために就労移行支援サービスの一時的な利用が必要であると市が認めた場合

提出書類

通常の申請書に加えて、次の書類を市に提出すること（サービス等利用計画において確認できる場合は省略可）

- i 雇用先の企業等から就労移行事業所への通所が認められていること
- ii 労働時間の延長を図ること

利用期間

支給決定期間：1 か月から 6 か月までの範囲内

標準利用期間：円滑な職場定着が図られるよう、個々の状況に応じ、原則 3～6 か月以内の間とするが、延長が必要な場合は合計 1 年まで認める。

② 復職支援型

休職からの復職を目指す場合の要件は次のとおり。

対象者

通常の事業所に雇用されている障害者であって、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの

利用要件

以下の条件をいずれも満たした場合に利用可。

- (a) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない又は困難である場合
- (b) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労移行支援サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- (c) 休職中の障害者にとって、就労移行支援サービスを実施することにより、より効果的に復職につなげることが可能であると市が判断した場合

提出書類

障害福祉サービスの申請書に加えて、次の書類を市に提出すること。

- i 雇用先企業からの資料
 - ・別紙様式『休職中の就労移行支援サービスの利用について』（勤務先記入）
 - （当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類）

ii 休職に係る診断をした主治医からの資料

- ・別紙様式『休職中の就労移行支援サービスの利用について』（主治医記入）

（当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類）

iii 申請者からの資料

- ・別紙様式『休職中の就労移行支援サービスの利用に係る届出書兼同意書』

（地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であることや、地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類）

利用期間

支給決定期間：休職期間を基本とし1 か月から6 か月までの範囲内

標準利用期間：企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）

③ 就労移行支援短時間型

就労を希望する障害者が概ね 10 時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合の要件は次のとおり。

対象者

就労移行支援の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね週 10 時間未満であることを目安として一般就労し、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要であると判断された者

留意事項

市が、上記支給決定を行うに当たっては、以下の 3 点を踏まえる。

- （a）就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- （b）働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。
- （c）他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

利用期間

就労移行支援の標準利用期間。審査会の個別審査を経て最大1年間更新可。

④ その他

厚生労働省が実施するトライアル雇用事業による雇用（施設外支援に該当する場合）

- ・ 在学中であっても、次の場合は就労移行支援を利用できる。

① 特別支援学校の新卒者のアセスメントのための利用

② 大学等在学中の卒業年度の利用

利用要件

大学（４年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ。）在学中の就労移行支援の利用については、以下の条件をいずれも満たした場合に利用可。

- （a）大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- （b）大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者
- （c）本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市が判断した場合

第3項 就労継続支援

(1) サービスの概要

サービス名称	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型
サービス内容	<u>雇用契約に基づく</u> 就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を実施	就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を実施（ <u>雇用契約は結ばない</u> ）
対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者（※）。具体的には次のような例が挙げられる。 ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業時に就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験がある者で、現に雇用関係がない者 ④ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ③ 上記①、②に該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 ④ 障害者支援施設入所者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。 ⑤ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職か

	※65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限る。	らの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者
支給単位	1 日	
支給量	原則の日数（当該月の日数－8 日）	
他制度との併給	療養介護は併給不可。その他の日中活動系サービスは別途相談。	
他制度との優先順位	— ※A 型は新規で 65 歳以上の者は利用不可	

（２） 標準支給量

標準支給量

原則の日数（当該月の日数－8 日）

（３） 運用に関する考え方

● 就労継続支援 A 型・B 型共通

- ・ 一般就労中であっても、次の場合に限り就労継続支援 A 型・B 型を利用できる。

◆厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 障障発第 0402001 号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（参照）

① 労働時間延長支援型（一時的な利用）

就労移行支援と同様の取扱（就労移行支援を就労継続支援と読み替える）。

② 復職支援型（一時的な利用）

就労移行支援と同様の取扱（就労移行支援を就労継続支援と読み替える）。

③ 就労継続支援短時間型

概ね 10 時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合の要件は次のとおり。

対象者

企業等での所定労働時間が概ね週 10 時間未満であることを目安として、非常勤のような形態で一般就労している利用者（通常の事業所に雇用されることが困難な障害者）

利用条件

以下の条件をいずれも満たした場合に支給決定可。

- (a) 一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めている場合
 - (b) 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市が認めた場合
- ※概ね週 10 時間未満であることを目安としているのは、障害者雇用促進法において、週所定労働時間が週 10 時間以上 20 時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、事業主が雇用した場合に雇用率において算定できるようになることを踏まえたもの。

④ 雇用以外の形態で就労している障害者（フリーランスや個人事業主）

利用条件

「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」と認められ、当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合は、支給決定可。

● 就労継続支援 A 型

- ・ 企業等を離職した者等就労経験がある者で、現に雇用関係がない者の就労経験は、正規雇用、非正規雇用かは問わず、個々の就業状況により判断する。
- ・ 65 歳以上で新規のサービス利用はできない。また、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない場合は、利用期間は 65 歳に達する前日までとする
- ・ 以下の a 又は b のような場合に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われているものとし、暫定支給決定は不要とする。

- a) 就労継続支援 A 型利用者が他の市町村から転入し、転入後においても別の就労継続支援 A 型を利用希望であり、転入前に利用していた事業所から転入後に利用予定の事業所にアセスメント情報が十分に引き継がれている場合
- b) 就労移行支援利用後に就労継続支援 A 型を利用希望があり、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援 A 型事業所にアセスメント情報が十分に引き継がれている場合

● 就労継続支援 B 型

- ・ 就労継続支援 B 型は、65 歳を超えての利用が可能である。ただし、65 歳以上の新規又は更新については、申請者の身体状況等を踏まえ、就労継続支援 B 型の利用が適しているか確認した上で支給決定するものとする。
- ・ 就労継続支援 B 型に必要な就労経験は、正規雇用、非正規雇用かは問わず、個々の就業状況により判断する。
- ・ 50 歳に達していない者や障害基礎年金 1 級受給者でない者であって就労経験がない場合は、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面の課題等を把握した上で就労継続支援 B 型を利用するものとする。
- ・ 就労移行支援事業所でアセスメントを行うことが障害者の負担となる場合は、アセスメントを円滑に実施するため、施設外支援を利用することにより、アセスメント対象者が通所しやすい場所（利用者が在籍している特別支援学校内など）で実施することが可能である

第4項 就労定着支援

(1) サービスの概要

サービス名称	就労定着支援
サービス内容	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、関係機関と連絡調整を行うとともに、各般の問題に関する指導及び助言等の必要な支援を行う。
対象者	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者
支給単位	1日
支給量	当該月の日数
他制度との併給	自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は不可。その他の日中活動系サービスは別途相談。
他制度との優先順位	—

(2) 標準支給量

標準支給量

当該月の日数

(3) 運用に関する考え方

- ・申請に際して、事業所から雇用された日及び就労継続期間を確認できる書類（在職証明書等（任意様式可。）、雇用契約書の写し等）を市に提出すること。

第5項 自立生活援助

(1) サービスの概要

サービス名称	自立生活援助
サービス内容	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、巡回又は訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供や助言・相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。
対象者	居宅において単身等で、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記の支援を要する者。 具体的には次のような例が挙げられる ①障害者支援施設又はグループホーム等を利用していた障害者 ②地域において一人暮らしをしている障害者又は同居家族が障害・疾病のため当該家族による支援が見込めない障害者 ③精神科病院に入院していた精神障害者 ④救護施設又は更生施設に入所していた障害者 ⑤刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者 ⑥更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者 ⑦同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者
支給単位	1日
支給量	当該月の日数
標準利用期間	1年（審査会の個別審査において、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能）
他制度との併給	就労定着支援との併給は不可。
他制度との優	—

先順位	
-----	--

(2) 標準支給量

標準支給量

当該月の日数

第6項 共同生活援助

(1) サービスの概要

サービス名称	共同生活援助
サービス内容	グループホーム入居者に対して、日常生活上の介護及び援助を行う
対象者	・身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者 ・障害支援区分は不要。ただし、食事、入浴、排せつ介助が必要な場合は障害支援区分を取得する必要がある
支給単位	1日
支給量	当該月の日数
標準利用期間	地域移行支援型ホーム：24ヶ月 サテライト型住居：3年 移行支援住居：3年 退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費：3ヶ月
他制度との併給	療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練は併給不可。 一定の要件を満たす場合のみ居宅介護、短期入所併給可。
他制度との優先順位	新規の場合、介護保険対象者は介護保険優先。 継続の場合は介護保険対象になっても引き続き利用可能。

(2) 標準支給量

標準支給量

当該月の日数

(3) 運用に関する考え方

- ・原則グループホーム入居者は通院等介助及び通院等乗降介助は利用できない。
ただし、慢性疾患等により定期的な通院が必要と医師の指示がある場合、月2回まで利用が可能。同行援護により通院を行う場合も同様の取扱いとする。
- ・原則グループホーム入居者は居宅介護及び重度訪問介護は利用できない。ただし、以下に該当する場合は利用可能。（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項）※令和9年3月31日までの経過措置
 - (ア) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であつて、区分4、区分5、区分6に該当する者が、当

該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合。

(イ) 区分 4、区分 5、区分 6 に該当する者であり、次の (i) (ii) のいずれにも該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護が中心である場合に限る。）の利用を希望する場合。

(i) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられていること

(ii) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること

- ・ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所で、受託居宅介護サービスを利用できるのは、障害支援区分 2 以上に該当する障害者である。また、支給決定に当たって斟酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間（分/月）（以下「支給標準時間」という。）に基づき設定するものとし、当該支給標準時間の範囲内で定めることを基本とする。

【支給標準時間】

区分	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
時間	150 分/月	600 分/月	900 分/月	1,300 分/月	1,900 分/月

- ・ 体験利用は、入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院中のかたも利用可能である。支給期間の上限は 1 年間とし、年間 50 日以内（初回利用日を起算日とし、1 年間に 50 日以内。ただし、初回利用の際に、他の障害福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、原則、初回利用日から当該障害福祉サービスの支給決定期間満了日までの間に 50 日以内とし、支給決定更新後の支給決定期間の 1 年間に新たに 50 日以内の利用を可能とする。）とする。

第 5 節 地域相談支援給付費

第 1 項 地域相談支援（地域移行支援）

（１） サービスの概要

サービス名称	地域相談支援（地域移行支援）
サービス内容	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に、住居の確保その他地域における生活に移行するための相談その他必要な支援を行う。
対象者	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護施設に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障害者支援施設に入所する 15 歳以上の障害者みなしの者も対象 ② 精神科病院に入院している精神障害者 ※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第 2 条第 4 項の指定医療機関も含まれる ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者 ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者 ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者
支給単位	1 ヶ月
支給期間	最長 6 ヶ月
他制度との併給	—
他制度との優先順位	共同生活援助への移行の場合に限り介護保険対象者の支給可。

（２） 運用に関する考え方

- ・ 支給決定期間は最長 6 ヶ月。長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望まれるが、当初の給付決定期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6 か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。それ以上に更新が必要な場合は審査会の個別審査を経て決定を行う。
- ・ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者について、長期に入院しており地域移行に向けた支援の必要性が高いと見込まれる直近の入院期間が 1 年以上のかたを中心に対象とする。直近の入院期間が 1 年未満の場合であっても、措置入院者や医療保護入院

者で住居の確保などの支援を必要とするかたや、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる場合は、入院期間に関わらず対象とする。

第2項 地域相談支援（地域定着支援）

（1） サービスの概要

サービス名称	地域相談支援（地域定着支援）
サービス内容	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対象者	① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある者
支給単位	1 ヶ月
支給期間	1 年間
他制度との併給	共同生活援助、宿泊型自立訓練は併給不可。
他制度との優先順位	介護保険対象者は介護保険事業者にて対応。

（2） 運用に関する考え方

- ・ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外とする。

第 6 節 計画相談支援給付費

第 1 項 計画相談支援

(1) サービスの概要

サービス名称	計画相談支援
サービス内容	① サービス利用支援 ・ 障害福祉サービスの利用に当たり、障害者（児）の心身の状況、置かれている環境、サービス利用の意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した『サービス等利用計画案』を作成する。 ・ 支給決定後に、利用する障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等との連絡調整を行い、『サービス等利用計画』を作成する。 ② 継続サービス利用支援 ・ 当該者に係るサービス等利用計画が適切かどうかモニタリング期間ごとにサービスの利用状況を検証し、『サービス等利用計画』の見直しを行う。
対象者	障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児の保護者
支給単位	1 ヶ月
支給期間	各サービスの終期まで (複数のサービスを利用している場合は、原則最長のサービス終期まで)
他制度との併給	—
他制度との優先順位	原則介護保険のケアプラン作成対象者は対象外。ただし、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合で、サービス等利用計画案の作成が必要と市が認める場合（※）は、計画相談支援事業所が作成するサービス等利用計画により支給決定を行うものとする。

(2) 運用に関する考え方

(※) ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合で、サービス等利用計画案の作成が必要と市が認める場合

- ・ 障害福祉サービスから介護保険へ移行する際に引継ぎ等が必要な場合
- ・ その他、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合で、対象者の障害特性等を踏まえ、ケアマネジャーが作成するケアプラン以外に、サービス等利用計画案の作成が特に必要と市が認める場合

(3) モニタリング期間

- ・ モニタリング期間については、事務処理要領に規定するサービスごとの標準モニタリング期間を設定する。ただし、障害者の心身の状況等により標準モニタリング期

間により難しい場合は、個別の対象者ごとに、相談支援事業所の意見聴取の上定めるものとする。

- ・支給決定開始日が月の初日（1 日）の場合は、支給決定開始月を起算とする。
- ・支給決定開始日が月の初日以外は、支給決定開始月又は支給決定開始の翌月のいずれかを起算とする。ただし、支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定する。
- ・継続サービス利用支援費は、予め決定されているモニタリング予定月にモニタリングを実施した場合に算定されるものであるが、対象者が不在である等のやむを得ない事由により、予定月の翌月にモニタリングを実施する場合には、原則として予定月のうちに、市へ申し出ること。

第4章 介護保険との併給関係

第1節 介護保険対象となるかた

障害福祉サービスの利用対象者であっても、介護保険対象となるかたで介護保険が利用できるかたは介護保険の利用が優先される。具体的には以下のとおり。

- ・ 65 歳以上の人（第1号被保険者）
 - ・ 40 歳以上 65 歳未満で老化が原因とされる病気（特定疾病）対象者（第2号被保険者）
- ※第2号被保険者の場合、生活保護受給中のかたは障害福祉サービスが優先となる。

特定疾病

○ がん【末期】

医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

第 2 節 基本的な取扱い

介護保険制度の対象となる 65 歳以上の者及び特定疾病(16 疾病) による 40 歳以上 65 歳未満の者については原則として介護保険制度での訪問介護等を利用することになる。介護保険のサービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的に介護保険制度にて受けられるサービスと同じ支援内容である障害福祉サービスの居宅介護等を支給することはできない。

(1) 介護保険対象者が障害福祉サービスの利用を認められる場合

- ① 介護保険には相当するものがない障害福祉サービス固有のサービス
(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援)
- ② 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて市が適当と認める支給量が、介護保険サービスに係る支給限度基準額の制約から、介護保険サービスのみにによって確保することができないと認められる場合。
- ③ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限ります)。
- ④ 介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など、介護保険サービスを利用できない場合であって、障害福祉サービスによる支援が必要と市が認める場合。
- ⑤ 施設入所支援・療養介護・生活介護(入所)を利用している者については、居住場所に影響を及ぼすことから介護保険対象者になっても障害福祉サービスの継続が可能。
- ⑥ グループホームを利用している者については、居住場所に影響を及ぼすことから、介護保険対象者になっても障害福祉サービスの継続が可能。また、グループホームを利用している者の日中の通所サービスについては、介護保険対象者になる前に利用していた事業所については障害福祉サービスの利用の継続が可能であるが、障害特性に応じて、段階的に介護保険サービスに移行すること。なお、介護保険の通所を利用している場合は、障害福祉サービスの就労継続支援 B 型以外の日中系サービスは原則併給不可。

(2) 併給一覧表

(○…併給可、△…条件付き併給可、×…併給不可)

サービス名	障害から 介護へ移行する 場合	介護対象者が新規で障害 福祉サービス利用希望の 場合		備考
		40～64 歳	65 歳以上	
居宅介護	△	△	△	原則介護優先。ただし、介護 保険の単位数上限を超える 支給が必要で、一定の上乗せ 基準を満たしているかたは、 障害福祉サービスにより上 乗せ可。
重度訪問介護	△	△	△	
同行援護	○	○	○	介護保険対象のかたも利用 可。 ただし、通院や日用品の買物 など介護保険で受けられる 場合は介護保険を優先。
行動援護	○	○	○	
療養介護	△	×	×	介護保険対象となる前から 療養介護施設に入所してい るかたは引き続き利用可。
生活介護	△	×	×	(※2) 介護保険対象となる前から 施設入所しているかたは引 き続き利用可。
短期入所	△	△	△	療養型のみ利用可。 その他は(※1)
施設入所支援	△	×	×	介護保険対象となる前から 施設入所しているかたは引 き続き利用可。
重度障害者等包括支援	×	×	×	
自立訓練（機能訓練）	×	×	×	
自立訓練（生活訓 練・宿泊型自立訓練）	○	○	○	(※2)
就労移行	△	○	×	支給決定時に 65 歳未満のか たに限る。
就労継続支援 A 型	△	○	×	
就労継続支援 B 型	○	○	○	(※2)
共同生活援助	△	×	×	介護保険対象者となる前か ら共同生活援助を利用して いるかたは引き続き利用可。

※1 原則不可。ただし、特段の事情がある場合は支給の必要を個別判断。

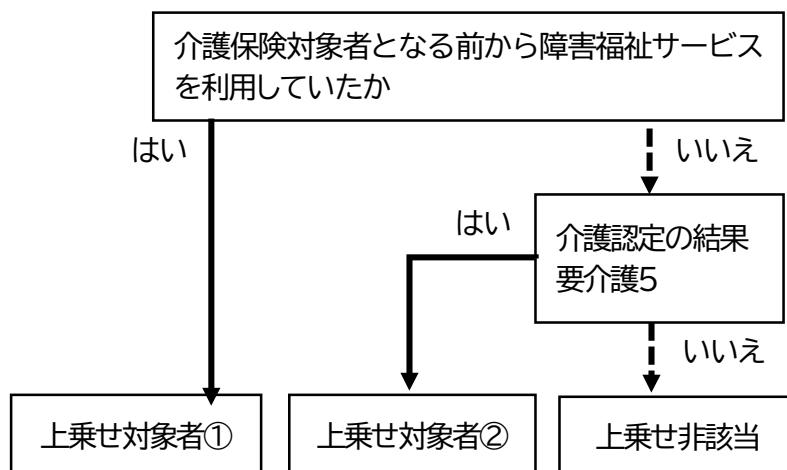
※2 介護保険の通所サービスと合わせて原則日数（当該月の日数－8 日）までとする。ただし、原則日数を超える特段の事情がある場合は支給の必要を個別判断。

第3節 上乗せ基準

居宅介護、重度訪問介護の併給（上乗せ）基準は以下のとおり。

（１）対象者

上乗せ対象者かどうかは以下のフローチャート及び（２）の要件によって判断します。



（２）上乗せ要件

① 上乗せ対象者①

介護保険の支給限度基準額までサービスを利用している（要支援1、2及び総合事業の事業対象者は、総合事業の訪問型サービスで受けることが可能な時間のすべてを利用して）場合、介護保険移行前に受けていた基準まで上乗せ可能。

② 上乗せ対象者②

以下の要件を満たしている場合に、上乗せ可能。

ア) 両上肢・両下肢（又は体幹）のいずれにも障害が認められる身体障害者手帳1・2級の者であること。なお、申請段階で、身体障害者手帳を申請中であること等の状況をもって、同等のサービスが必要と認められるかたも対象となる。

イ) 要介護5で介護保険の支給限度基準額までサービスを利用しており、かつ介護保険の利用サービスのうち支給限度基準額の概ね5割以上を訪問介護で利用していること。

※介護保険の単位の大部分を通所サービスに利用した上で、障害福祉サービスの居宅介護を上乗せするという利用の仕方はできない。

ウ) 総合支援法における障害支援区分の認定を受け、障害支援区分1以上であること。

※支給決定は障害支援区分の認定後、ケアプランの提出を経てからとなる。

介護保険とは異なり、申請日まで遡ってサービス利用を認める制度がないことに留意すること。

(3) 標準支給量・非定型基準

居宅介護、重度訪問介護の上乗せ対象者にかかる障害福祉サービスの標準支給量及び非定型基準の判断については、介護保険サービスの訪問介護の時間数と障害福祉サービスの時間数の合計時間数で判断するものとする。介護保険サービスの訪問介護の時間数と障害福祉サービスの居宅介護又は重度訪問介護の時間数の合計時間数が非定型基準を超える場合は、審査会に諮り意見を聴いた上で、支給量を決定するものとする。

◆例 要介護5、障害支援区分6、日中活動ありの単身生活者の場合

介護保険サービスの訪問介護の時間数	A 時間／月
障害福祉サービスの重度訪問介護の時間数	B 時間／月

非定型基準	146 時間／月
-------	----------

(A + B) 時間／月 > 146 時間／月の場合は、審査会に諮る。

第 4 節 具体的な手続き

介護保険対象者の障害福祉サービス併給にかかる支給決定の手順は、通常の支給決定の流れと同じである。ただし、計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成に替えて、ケアマネジャーによるケアプランにより支給決定を行うものとする。

ケアマネジャーは、介護保険で作成するケアプランに障害福祉サービスの利用を追加した上で、障害福祉室に提出すること。

(ケアプラン作成時の注意点)

- ・介護保険対象者は、基本的には介護保険給付の範囲内でサービスを決定すべきものである。障害福祉サービスで上乗せを検討する前に、介護保険給付の範囲内で支給決定できないか検討を行うこと。

また、利用者の状態を鑑みて介護保険給付の範囲では収まらない場合、要介護認定の見直しが必要な可能性が考えられる。こうした場合は、障害福祉サービスの申請をする前に、要介護認定の区分変更申請を検討すること。

- ・市に提出するケアプランの書類は、①居宅サービス計画書（１）（２）、②週間サービス計画表、③直近３ヶ月のサービス利用票及び利用票別表である。その際に、②週間サービス計画表に障害福祉サービスで利用する時間が分かるように記載するとともに、③サービス利用票に介護保険で不足する単位数が分かるように記載すること。

※ 介護保険と障害福祉サービスの区分けが分からないものや、単位数が何単位不足するのか記載がない場合は、上乗せ時間の計算ができない。

- ・通院等介助、同行援護、行動援護の外出系サービスは、１ヶ月に利用する時間数が何時間か分かるように①居宅サービス計画書に記載すること。
- ・ケアマネジャーには、介護保険に限らずあらゆる社会資源を用いたケアプランを作成することが期待されている。１人に対して一つのケアプランであることが望ましいことから、基本的には介護保険制度のケアプラン作成対象者は、障害福祉サービスの計画相談の支給決定はしない。

ただし、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合で、サービス等利用計画案の作成が必要と市が認める場合は、計画相談支援事業所が作成するサービス等利用計画により支給決定を行うものとする。

第5章 地域生活支援事業

第1節 移動支援事業・日中一時支援・入浴サービス

第1項 移動支援事業

(1) サービスの概要

サービス名称	移動支援
サービス内容	単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。
対象者	【全身性障害者】 身体障害者手帳を所持し、 <u>下肢、体幹機能又は脳原性機能障害のため屋外での単独移動が困難な車イスを利用するかた</u>
	【視覚障害者】 身体障害者手帳を所持し、 <u>視覚障害のため屋外での単独移動が困難なかつ（※原則、同行援護対象者は除く）</u>
	【知的障害者】 次のいずれかに該当し、 <u>知的障害のため屋外での単独移動が困難なかつ</u> - 療育手帳を所持しているかた - 知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けたかた
	【精神障害者】 次のいずれかに該当し、 <u>精神障害に起因する不安等から屋外での単独移動が困難なかつ</u> - 精神障害者保健福祉手帳を所持しているかた - 自立支援医療（精神通院）を受給しているかた - 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）の交付を受けたかた - 精神障害を理由とする年金受給者

	【障害児】 小学校 1 年生以上で次のいずれかに該当し、<u>障害に起因する理由から屋外での単独移動が困難な児童</u>。ただし、小学校 3 年生までは保護者等が支援できない場合に限る。 ※「保護者等が支援できない場合」とは、保護者等が疾病、出産、事故等により支援できない場合を想定。 ※外出時に 2 人介助が必要な場合など、保護者が単独で移動の介助をすることが困難な場合も対象とする。 ・ 身体障害者手帳を所持しているかた ・ 療育手帳を所持しているかた ・ 知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けたかた ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持しているかた ・ 自立支援医療（精神通院）を受給しているかた ・ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害児であることが確認できる内容であること）の交付を受けたかた ※ 障害福祉サービスの受給対象者である難病等のかたは、身体障害者手帳の有無に関わらず、移動支援の対象とする（屋外での単独移動が困難な車イスを利用するかた）。 ※ 65 歳以上のかたで新たに本事業が利用できるのは、全身性障害（両上肢、両下肢（又は体幹）のいずれにも障害）があり車イスを常時利用する肢体不自由 1・2 級のかた、又は同等のサービス提供が必要であると市長が認めるかたに限る。
支給単位	最小単位 30 分 以降 30 分（学校学童送迎を除く）
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	・ 重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護の支給決定者は併給不可。ただし、行動援護については、事業所の不足などにより当該サービスによる確保できないなど市がやむを得ないと認める場合には併給を認める（支給量は障害福祉サービスと合わせて標準支給量範囲内とする）。 ・ 施設入所支援の支給決定者は、帰省時の「施設と自宅との往復」「帰省時の外出」、及び生活介護の利用がない日（土日祝等）に限り「施設から目的地までの往復（施設発着の外出）」に利用が可能。ただし、入所施設において実施する行事、イベント等に伴う外出については利用不可。 ・ 短期入所利用中の移動支援利用は原則不可。
他制度との優先順位	重度訪問介護、同行援護、行動援護の対象者の場合、当該サービス優先。介護保険サービスによる外出が認められる場合は介護保険優先。

(2) 標準支給量・非定型基準

標準支給量	
障害者 障害児（高校生）	40 時間／月
障害児（小・中学生）	20 時間／月

※市が特に必要と認める場合を除き、標準支給量を上限とする。

※2 人介助が必要と認められる場合は、2 人分の時間数を支給決定する。

※「学校学童送迎」については月当たり支給量は規定しない。

非定型基準	
障害者 障害児（高校生）	標準支給量＋特に必要と認める時間数
障害児（小・中学生）	標準支給量＋特に必要と認める時間数 （原則、40 時間／月を上限とする）

（標準時間数を超えて特に必要と認める場合）

①社会参加として必要と認められるもの（原則、当該月のみの増量での対応とする。）

a 国、地方自治体等へ招聘されて出席する会議等への出務

b 各種団体の役員等で各種団体の長からの依頼に基づき出席する会議・行事等

※団体からの出席依頼文の写し等、団体からの依頼・招聘された事実を証する書類の添付が必要

②障害、病気、その他の理由で家族による支援が困難な場合で、標準支給量以上の移動支援の利用が真に必要と認められるもの（原則、当該月のみの増量での対応とする。）

a 次のいずれも満たす場合

・ 障害特性上、常時見守り等が必要な場合

・ 重度訪問介護、行動援護、日中一時支援、短期入所等その他の障害福祉サービス等の活用を優先とするが、これらの利用が困難でやむを得ず移動支援を利用する場合

b 次のいずれも満たす場合

・ 強度行動障害のため外出先や外出時間がルーティン化しており、外出予定変更は大きなパニックになる等、外出時間の調整が困難な場合。

・ 行動援護の対象者であるが、行動援護の利用が困難な場合

(3) 実施方法

移動支援のサービス提供方法は、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類。

①個別支援型

1名の利用者に対して、ガイドヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

②グループ支援型

複数の利用者に対して、ガイドヘルパーが同時支援を行います。(屋外でのグループワークや同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際に同時支援する方法です。)

◆一のグループ員数が3～5人で同時支援が可能な場合には、原則グループ支援になります。利用者に対する移動支援の安全性を第一としますので、利用者が6人以上となる場合には、別にグループを構成してください。

【グループ支援の算定ができる人数比】

	ヘルパー2人	ヘルパー3人
利用者3人	○	
利用者4人		○
利用者5人		○

◆同一地点からの出発・解散で算定します。集合場所までに個別対応の支援が必要な場合には別途通常の移動支援が利用できます。

(4) 外出の範囲

移動支援として認められる外出の範囲については、公費によって提供されるサービスであることから、基本的に「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものとする。

① 対象となる外出の範囲

移動支援の対象となる主な具体例については、次のとおり。

【ア. 社会生活上必要な外出】

外出内容	外出先の例
社会生活上必要な諸手続き	銀行、郵便局など
冠婚葬祭	結婚式、お通夜・お葬式など
会議・研修	会議・研修など（主催者等から参加依頼があったものに限る。）

【イ. 余暇活動等社会参加のための外出】

外出内容	外出先の例
文化施設等の利用	映画館、美術館、博物館、コンサート会場、図書館、演劇場、公園、寺社参拝など

体育施設等の利用	体育館、競技場、プール、ジムなど
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地など
買物	商店、デパート、ショッピングモールなど

- ※ ジム・プール等の施設内において、指導員等がマンツーマンで付き添う場合については、施設への送迎のみを支援の対象とする。
- ※ 移動支援事業所等が企画・主催するイベントについては、主催者側においてイベント中の対応をなすべきものであるため、原則、イベント会場への送迎のみを支援の対象とする。
- ※ 自宅出発、自宅終了を基本とする。

② 対象とならない外出の範囲

移動支援の対象とならない主な具体例については、次のとおり。

外出内容	外出理由
通院・官公署への手続き 相談支援事業所へのサービス利用相談 サービス事業所への相談・見学	障害福祉サービスの「通院等介助」が利用できるため。
通勤、営業活動、経済活動（収入を得る行為） 施設や小規模作業所への通所	通年かつ長期にわたる外出、経済活動に係る外出は支援できない。ただし、入所施設からの帰省時に限り「施設と自宅との往復」のために移動支援を利用することはできる。
学校（支援学校を除く。）への通園、通学	通年かつ長期にわたる外出は支援できない。ただし、保護者等が傷病、出産で介助できないときは、一時的な利用を認める（学校学童送迎）。
支援学校への通学、学童保育等への移動	通年かつ長期にわたる外出は支援できない。ただし、保護者等の状況（疾病、就労等）によっては一時的に学校、スクールバスのバス停、学童保育、自宅間の移動に限り利用を認める（学校学童送迎）。
日中活動の場、短期入所・日中一時支援事業所への移動	事業の実施主体（又は保護者等）による送迎を原則とする。
違法行為が伴う可能性がある場合 特定の思想の流布、布教活動 その他、公費での支援が適切でないもの	社会通念上適当でない外出は支援できない。

(5) 利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担については、利用者の属する世帯（※）の所得状況による。

外出内容	生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	無料	10%（※）
月額負担上限	0円	4,000円

※ 世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとする。

※ 学校学童送迎の場合は5%とする。

(6) 運用に対する考え方（サービスの内容）

① 移動支援の対象と考えられる事例

- ・ 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- ・ 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ・ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代筆、代読）
- ・ 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）
- ・ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

② 移動支援に含まれないと考えられる事例

- ・ 病院等の待ち時間や長距離移動中など、具体的な支援を行う必要がない場合
- ・ 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ・ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合

(7) 「Ⅰ類」「Ⅱ類」の判断基準

「身体介護を伴う場合」を「Ⅰ類」、「身体介護を伴わない場合」を「Ⅱ類」とする。なお、この区分は報酬上の区分であり、実際にサービス提供できる内容に違いはない。

＜判断基準＞

●Ⅰ類：基準表のうち次の1～2のいずれかに該当するかた

1 「日常生活等」において、2項目以上が1群であるかた

2 「日常生活等」において、2項目以上（排尿又は排便のいずれかを含むこと）が1群又は2群に該当し、かつ「行動障害」において、7項目以上が1群であるかた

●Ⅱ類：上記以外のかた

<基準表>

※判断項目については障害支援区分「認定調査員マニュアル」に基づき行う。

区分	判断項目			
			1群	2群
日常生活等	①	(1-4)	移乗	☐ 全面的な支援 ☐ 部分的な支援
	②	(1-8)	歩行	☐ 全面的な支援 ☐ 部分的な支援 ☐ 見守り等の支援
	③	(1-9)	移動	☐ 全面的な支援 ☐ 部分的な支援
	④	(2-1)	食事摂取	☐ 全面的な支援 ☐ 部分的な支援
	⑤	(2-4)	排尿	☐ 全面的な支援 ☐ 部分的な支援
	⑥	(2-5)	排便	☐ 全面的な支援 ☐ 部分的な支援
	⑦	(2-11)	危険の認識	☐ 全面的な支援 ☐ 部分的な支援
行動障害	⑧	(4-3)	感情が不安定	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上 ☐ 月に1回以上
	⑨	(4-4)	昼夜逆転	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上 ☐ 月に1回以上
	⑩	(4-5)	暴言暴行	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上 ☐ 月に1回以上
	⑪	(4-12)	一人で出たがる	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上 ☐ 月に1回以上
	⑫	(4-15)	不潔行為	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上 ☐ 月に1回以上
	⑬	(4-18)	こだわり	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上 ☐ 月に1回以上
	⑭	(4-19)	多動・行動停止	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上
	⑮	(4-20)	不安定な行動	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上
	⑯	(4-21)	自らを傷つける行為	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上
	⑰	(4-22)	他人を傷つける行為	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上
	⑱	(4-23)	不適切な行為	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上
	⑲	(4-24)	突発的行動	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上
	⑳	(4-25)	過食・反すう等	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上

(8) その他留意事項

- ① 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど外出先においてヘルパーが付き添っていない時間や、ヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となる。
- ② 身体的特徴や行動面において、ヘルパー2人対応が必要であると認められる下記に該当するかについては、2人介護対象者としての認定を行う。二人介護を受けた時間数及び利用料については、2人分生じる。
 - ・ 利用者の身体的理由により一人の介護従業者による介護が困難と認められる場合
 - ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合
 - ・ その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合
- ③ 支給時間数の決定については、標準時間を基準に、利用目的等の聴き取り調査を経て月ごとに決定する。その後の利用状況の変化等により支給時間数の変更申請をすることができますが、支給時間数を超えて利用した後の変更申請は認められない。
- ④ 利用にあたっては移動支援事業所との契約が必要となる。市より決定を受けた支給時間数の範囲内で契約を行うものとする。支給時間数の範囲内であれば、複数の移動支援事業所と契約することもできる。

(9) 移動支援に関する Q&A

(Q1) 施設入所者の移動支援

●施設に入所しているかたが移動支援を利用することは可能ですか？

(A) 帰省時の「施設と自宅との往復」「帰省時の外出」のために移動支援を利用することができます。また、生活介護の利用がない日（土日祝等）に限り、「施設から目的地までの往復（施設発着の外出）」にも移動支援を利用することができます。ただし、施設が実施する行事、イベント等に伴う外出については利用できません。

(Q2) 旅行中における移動支援の利用

●旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか

(A) 旅行中であっても移動支援を利用することができます。また、宿泊を伴う場合も利用することができます。サービス内容については、障害福祉サービスの「同行援護」に準じています。

【参考：厚生労働省 同行援護に係る Q&A】

Q: 宿泊を伴う利用については、対象として差し支えないか。

A: 対象として差し支えない。

外出については、「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とされているが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することとなる。ただし、就寝中等サービス提供を行っていない時間については、報酬算定されないことに留意されたい。

(Q3) プールでの利用

●移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援の対象となりますか？

(A) 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や危険回避のために必要な支援です。したがって、プール内であっても上記のような支援を行った場合は対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象にはなりません。

(Q4) 入院中の利用

●入院中許可を受けて帰宅する場合、病院と自宅間との往復のために移動支援を利用できますか？

(A) 利用できます。ただし、病院と自宅以外の間との往復については利用できません。

(Q5) 車の利用

●移動時の手段として、移動支援事業者が保有又は使用する自動車又はヘルパーの自家用車を利用することはできますか？

(A) ヘルパー自身が運転する自動車での移動は認めません。移動支援において移動手段は、徒歩、公共交通機関、タクシー、福祉有償運送、家族の運転する車等を想定しており、ヘルパーは乗降時の介助、乗車中の見守り、姿勢保持の介助等を、常に安全に行うよう努めてください。

(Q6) 家族がヘルパーとして支援を行う場合

●利用者の家族が、ガイドヘルパー移動支援従業者として当該利用者の移動支援に従事することはできますか？

(A) 家族による支援であって、移動支援として認めることはできません。

(Q7) 通所施設への送迎

●通所施設への送迎には利用できないとありますが、通所施設での活動終了後、当該施設を起点として買物に行き、帰宅するための移動支援の利用は可能ですか？

(A) 原則として、通年かつ長期の利用である通所施設からの帰りに、移動支援を利用することはできませんが、臨時的に特段の事情がある場合には利用を認める場合もあります。くれぐれも「寄り道すれば通所施設からの帰路に利用できる」といった誤解を招かないように留意してください。

(Q8) ヘルパーの交通費

●ヘルパーの交通費は誰が負担するのですか？

(A) 利用者宅からの外出にかかる交通費については、利用者がヘルパー分を負担します。

(Q9) ヘルパーの食事費用

●ヘルパーの食事費用は誰が負担するのですか？

(A) 原則、ヘルパー自身が負担します。ただし、ディナー・高級料亭等の食事に同席し、一緒に食べることを利用者が希望した場合については利用者の負担となります。

(Q10) ヘルパーの入場料等

●ヘルパーの観劇・映画・コンサート等の入場料は誰が負担するのですか？

(A) 送迎のみの支援が望ましいですが、場内での支援を行う必要がある場合の入場料は利用者の負担となります。

(Q11) 年齢による利用制限

●障害児が移動支援を利用できますか？

(A) 小学校1年生以上の児童（小学校3年生までは保護者等が支援できない場合に限る）は移動支援を利用できます。ただし、障害の有無に関わらず単独での外出が見込まれない場合や年齢による入場制限が設けられている施設については、移動支援の対象にはなりません。（障害の有無に関わらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではありません。）

Q12) 事業者主催の行事

●サービス提供事業者等が企画、主催する旅行、余暇活動等に参加する場合、移動支援を利用することができますか？

(A) 利用できません。

Q13) 自転車での併走

●利用者が自転車を使用する場合に、自転車での併走はできますか？

(A) 安全確保の面から、利用者が自転車に乗って移動することを原則として認めていません。

第2項 日中一時支援

(1) サービスの概要

サービス名称	日中一時支援
サービス内容	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る。
対象者	市内に居住する障害者等で日中において監護する者がいないため、一時的な見守り等の支援が必要な障害者及び障害児
支給単位	1日（最小単位0.25日）
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	・療養介護、施設入所支援は併給不可。
他制度との優先順位	・医療的ケア児者で、医療型短期入所、福祉型強化特定短期入所において日中のみの指定短期入所の利用が可能な場合は、短期入所を優先とする。 ・日中活動サービスを同一敷地内で提供している事業所において、日中活動サービスと日中一時支援を連続して利用する場合は、原則、日中一時支援サービスではなく障害福祉サービスでの対応を優先とする。

(2) 標準支給量・非定型基準

標準支給量	
具体的な利用予定がない場合（緊急用）	4日／月
具体的な利用予定がある場合	10日／月

非定型基準	
具体的な利用予定がある場合	15日／月
利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合	必要日数

※ 障害福祉サービスの短期入所を申請する場合は、短期入所の支給量と合わせた日数で判断する（短期入所を申請しない場合は、日中一時支援の日数のみ）

(3) 運用に対する考え方

- ・支給決定量は介護給付費「短期入所」と合わせての支給量としていたが、利用期間の開始日が令和7年4月1日以降となる利用決定分から順次、「日中一時支援」単独での支給決定量の取扱いとする。（「日中一時支援」の利用意向がない場合は申請不要。）
- ・支給量の換算は以下のとおりとする。

1回当たりの利用時間	換算日数
4時間未満	0.25日
4時間以上8時間未満	0.5日
8時間以上12時間未満	0.75日

第3項 入浴サービス

(1) サービスの概要

サービス名称	入浴サービス
サービス内容	施設において又は居宅への訪問により入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
対象者	次のいずれにも該当する者 ① 下肢又は体幹機能障害により障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者（18歳未満の者であっても成人と同様の体格である者を含む。）又はこれに準じる者として市長が認めた者 ② 常時臥床し、又は食事、排せつ、衣服の着脱、寝起き等日常生活の大半を介護によらなければならない状態にある者 ③ 居宅やグループホームにおいて、家族又はホームヘルプサービス等他の施策による介護者の介助をもってしても身体的条件により入浴が困難な者 ④ 介護保険法に基づく要介護及び要支援の認定を受けていない者
支給単位	1回
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	・療養介護、施設入所支援は併給不可。
他制度との優先順位	・生活介護など障害福祉サービスによる入浴優先。 ・介護保険の要介護及び要支援の認定を受けている場合は利用不可。

(2) 標準支給量

標準支給量
15回／月以内

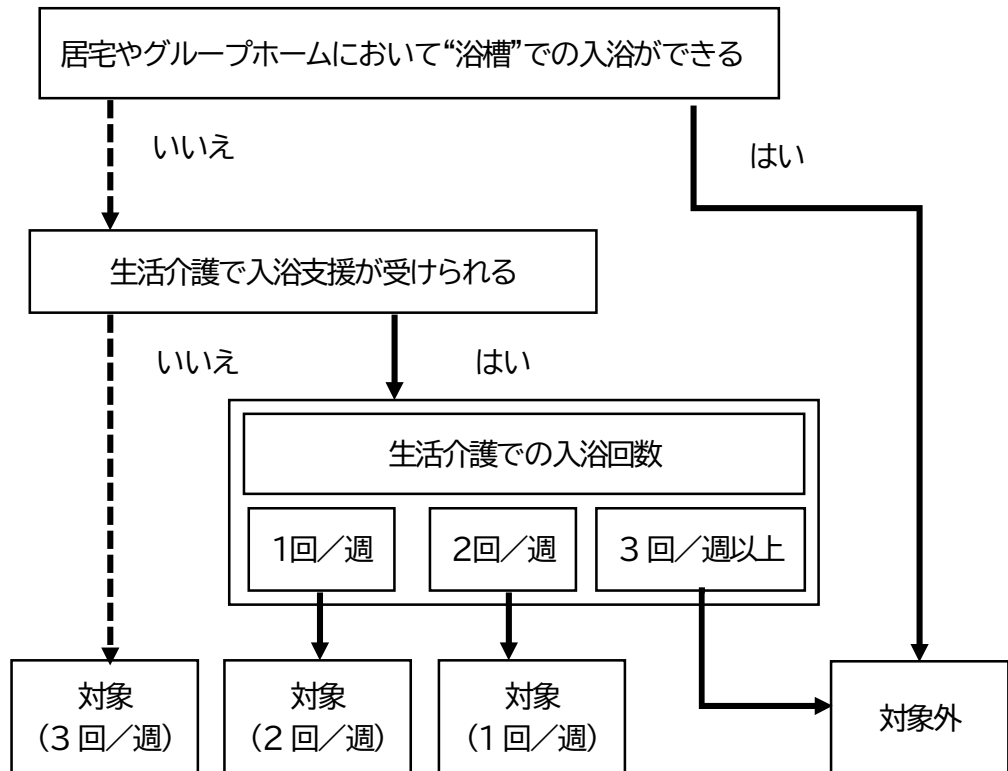
※ 施設入浴、訪問入浴サービスと合わせて週3回を上限とする。

※ 生活介護など障害福祉サービスによる入浴を優先し、生活介護との併給の場合は、生活介護での入浴と合わせて週3回までとする（生活介護において週3回以上入浴支援を受けている場合は対象外。

(3) 運用に対する考え方

- ・生活介護など障害福祉サービスにおける入浴が可能な場合は障害福祉サービスを優先する。
- ・居宅やグループホームにおいて「身体的条件により入浴が困難な者」とは、身体的条件により「浴槽での入浴」が困難な場合とする。よって、シャワーチェア等を利用したシャワー浴は可能であるが、浴槽での入浴は困難な者は、入浴サービスの対象者に含まれる（シャワー浴は入浴回数には計上しない）。

<入浴サービス利用回数判断フロー>



第 2 節 その他のサービス

次のサービスの概要、対象者については障害福祉室に相談すること

- (1) 入院時コミュニケーション支援事業
- (2) 重度障害者等就労支援特別事業
- (3) 重度訪問介護利用者等大学等修学支援